水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成２２年３月２６日
２１水港第２５９７号
水産庁長官通知
（最終改正
平成３０年２月１日
２９水港第２５９６号）

第１　対象事業
この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年４月８日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第２の別表に掲げる事業とする。

第２　共通事項
１　事業実施計画の提出及び変更
実施要領第３の１の事業実施計画は、別記参考様式第１号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。
また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第２号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

２　財産の運用・管理規定
事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

３　特許権の処分・放棄の協議
事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年４月８日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の３に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。
（１）当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降５年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第３－１号により事前に水産庁長官と協議する。
（２）当該事業を実施した年度の翌年度以降５年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第３－２号により水産庁長官に報告する。

４　指導及び監督
水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第３　事業の目的、内容等
実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

９－１　水産業競争力強化緊急事業

（１）事業目的

水産業の競争力強化を図るとともに、活力ある漁村地域を維持・発展させるため、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図る必要がある。

このため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を策定し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図ることを目的とする。

（２）事業実施主体

この事業の事業実施主体は、（３）の事業の総合的な実施及び調整並びに水産業競争力強化基金の造成及び管理を行う者とする。

（３）事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからオまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ア　広域浜プラン緊急対策事業

（ア）広域浜プラン策定支援

ａ　浜の活力再生広域プラン策定支援

（ａ）事業実施主体による助成

実施要領の別表の助成対象となる経費は、広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年１月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知。以下「プラン通知」という。）第２の１に掲げる「浜の活力再生広域プラン」の策定に係る経費のうち、以下に掲げるものとし、別紙１に掲げる費目とする。

ⅰ　浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む複数の漁村地域の広域的な水産物流通及び市場調査等、浜の活力再生広域プランの策定に向けて必要な調査解析に係る経費

ⅱ　外部専門家招聘のための旅費及び謝金

ⅲ　事業実施者による浜の活力再生広域プラン内容の審議・検討のための会合開催経費

ⅳ　浜の活力再生広域プランに取り組む漁業関係者及び関係自治体等に対する意見聴取のための会合開催経費

ⅴ　浜の活力再生広域プランの内容の地域外への周知等、事業実施者による調整活動に係る経費

ⅵ　その他、浜の活力再生広域プランの策定に必要とされる取組に係る経費

（ｂ）事業実施者

事業実施者は、プラン通知第３の１に掲げる要件を満たす広域水産業再生委員会とする。

（ｃ）事業実施計画

ⅰ　事業実施計画等の承認

事業実施者は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画書を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

ⅱ　事業実施計画等の採択基準

採択基準は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ⅰ）本事業を通じて、機能再編・地域活性化や中核的担い手の育成を通じた競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

（ⅱ）本事業を通じて、浜の活力再生広域プランを策定し、事業開始年度を含め５年以内に水産業の競争力強化に資する成果目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

（ⅲ）（ⅰ）の取組が、水産基本計画（平成29年４月28日閣議決定）等国の施策に整合していること。

（ｄ）事業実施手続

ⅰ　事業実施者は、別記様式第１－１号に定める事業実施計画を策定し、当該計画に関係する

都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行うものとする。

ⅱ　水産庁長官は、ⅰにより承認申請があった事業実施計画の内容が適当であると認められる場合には、これを承認し、その旨を当該計画に関係する都道府県を通じて事業実施者に通知するものとする。

ⅲ　水産庁長官は、ⅱで承認した事業実施計画を事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体は業務要領に基づき事業実施者へ助成金の交付等の手続を行うものとする。

ⅳ　承認後に生じた、次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、ⅰ及びⅲに準じて行うものとする。

（ⅰ）事業の中止又は廃止

（ⅱ）事業実施者の変更

（ⅲ）国庫補助金の増

（ｅ）補助率等

実施要領の別表の補助率は以下のとおりとする。

ⅰ　事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とする経費の合計額であり、上限は１プランごとに50万円とする。

ⅱ　本事業において事業実施主体が助成するのは、プラン通知第４の１の（１）に基づき、都道府県に対して浜の活力再生広域プランを提出した事業実施者の当該提出日までの取組に対するものとする。なお、本項の規定は、プラン通知第４の１の（３）に基づき、当該事業実施者が当該年度において浜の活力再生広域プランの内容を変更する場合において準用する。

（ｆ）次の取組は、助成対象としない。

ⅰ　プラン通知第４の１の（１）に基づく都道府県への提出が行われなかった場合における、事業実施者の全ての取組

ⅱ　国の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっている取組

ⅲ　取組内容が本事業の趣旨に合致しない取組

ⅳ　特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる取組

ⅴ　浜の活力再生広域プランの実施に関連しないＰＲ活動として行うポスター・リーフレット等の作成、新聞・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

（ｇ）事業実績の報告

ⅰ　事業実施者は、本事業を完了したときは、業務要領に基づき、事業完了後遅滞なく事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ⅱ　事業実施主体は、事業実施者から提出された事業実績報告書に基づき、業務要領に従い支払を行うものとする。

（ｈ）事業実施報告

事業実施者は、本事業を完了したときは、別記様式第１－２号に定める完了報告書を作成し、関係する都道府県を通じて水産庁長官へ報告するものとする。

（ｉ）報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

ｂ　漁船漁業構造改革広域プラン策定支援

（ａ）事業実施主体による助成

実施要領の別表の助成対象となる経費は、プラン通知第２の２に掲げる「漁船漁業構造改革広域プラン」の策定に係る経費のうち、以下に掲げるものとし、別紙１に掲げる費目とする。

ⅰ　対象漁船漁業に関する水産物流通及び市場調査等、漁船漁業構造改革広域プランの策定に向けて必要な調査解析に係る経費

ⅱ　外部専門家招へいのための旅費及び謝金

ⅲ　事業実施者による漁船漁業構造改革広域プラン内容の審議・検討のための会合開催経費

ⅳ　漁船漁業構造改革広域プランに取り組む漁業関係者等に対する意見聴取のための会合開催経費

ⅴ　漁船漁業構造改革広域プランの内容の関係者への周知等、事業実施者による調整活動に係る経費

ⅵ　その他、漁船漁業構造改革広域プランの策定に必要とされる取組に係る経費

（ｂ）事業実施者

事業実施者は、プラン通知第３の２に掲げる要件を満たす広域漁船漁業構造改革委員会と

する。
（ｃ）事業実施計画
ⅰ　事業実施計画等の承認
事業実施者は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画書を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
ⅱ　事業実施計画等の採択基準
採択基準は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
（ⅰ）本事業を通じて、対象漁船漁業の構造改革や競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。
（ⅱ）本事業を通じて、漁船漁業構造改革広域プランを策定し、事業開始年度を含め５年以内に漁船漁業の競争力強化に資する成果目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。
（ⅲ）（ⅰ）の取組が、水産基本計画（平成29年４月28日閣議決定）等国の施策に整合していること。
（ｄ）事業実施手続
ⅰ　事業実施者は、別記様式第２－１号に定める事業実施計画を策定し、水産庁長官に承認申請を行うものとする。
ⅱ　水産庁長官は、ⅰにより承認申請があった事業実施計画の内容が適当であると認められる場合には、これを承認し、その旨を事業実施者に通知するものとする。
ⅲ　水産庁長官は、ⅱで承認した事業実施計画を事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体は業務要領に基づき事業実施者へ助成金の交付等の手続を行うものとする。
ⅳ　承認後に生じた、次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、ⅰ及びⅲに準じて行うものとする。
（ⅰ）事業の中止又は廃止
（ⅱ）事業実施者の変更
（ⅲ）国庫補助金の増
（ｅ）補助率等
実施要領の別表の補助率は以下のとおりとする。
ⅰ　事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とする経費の合計額であり、上限は１プランごとに50万円とする。
ⅱ　本事業において事業実施主体が助成するのは、プラン通知第４の２の（１）に基づき、漁船漁業構造改革広域プランを提出した事業実施者の当該提出日までの取組に対するものとする。なお、本項の規定は、プラン通知第４の２の（３）に基づき、当該事業実施者が当該年度において漁船漁業構造改革広域プランの内容を変更する場合において準用する。
（ｆ）次の取組は、助成対象としない。
ⅰ　プラン通知第４の２の（１）に基づく漁船漁業構造改革広域プランの提出が行われなかった場合における、事業実施者の全ての取組
ⅱ　国の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっている取組
ⅲ　取組内容が本事業の趣旨に合致しない取組
ⅳ　特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる取組
ⅴ　漁船漁業構造改革広域プランの実施に関連しないＰＲ活動として行うポスター・リーフレット等の作成、新聞・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催
（ｇ）事業実績の報告
ⅰ　事業実施者は、本事業を完了したときは、業務要領に基づき、事業完了後遅滞なく事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
ⅱ　事業実施主体は、事業実施者から提出された事業実績報告書に基づき、業務要領に従い支払を行うものとする。
（ｈ）事業実施報告
事業実施者は、本事業を完了したときは、別記様式第２－２号に定める完了報告書を作成し、水産庁長官へ報告するものとする。
（ｉ）報告及び検査
国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

（イ）収入向上・コスト削減の実証的取組支援

ａ　効率的な操業体制の確立支援

（ａ）事業の内容

事業実施主体は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者グループが持続可能な収益性の高い操業体制の確立を図るため、水産庁長官が別に定める実証的取組を実施する際に要する経費に対して助成金を交付する。

（ｂ）事業実施者

この事業の事業実施者は、次の要件を満たす者とする。

ⅰ　広域浜プランを策定する広域水産業再生委員会及び広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）であって、広域浜プラン及び当該浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす意欲ある広域委員会であること。

なお、当該浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの広域浜プランへの発展を目指して、広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会も、事業実施者とすることができる。

（ⅰ）持続可能な収益性の高い操業体制の確立を図るための取組を実施すること。

（ⅱ）率先して広域浜プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。

（ⅲ）地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。

（ｃ）競争力強化型操業推進委員会

ⅰ　事業実施主体は、収入向上やコスト削減に関する有識者３名以上を構成員とする競争力強化型操業推進委員会（以下「操業委員会」という。）を設置するものとする。

ⅱ　事業実施主体は、操業委員会を設置しようとするときは、競争力強化型操業推進委員会設置要領（以下「操業委員会設置要領」という。）を作成の上、別記様式第３号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

ⅲ　操業委員会設置要領を変更しようとするときは、ⅱに準じて行うものとする。

ⅳ　操業委員会は、事業実施者の取組が競争力強化型操業に資するものとなるよう、活動類型の案を定め、水産庁長官の承認を受けた上で公表するものとする。

ⅴ　操業委員会は、ⅳのほか、事業実施者から漁業現場の事情を踏まえた実証的取組（以下「地域提案活動」という。）の提案を受けた場合、内容を審査し、競争力強化型操業に資する活動と認められる場合は、水産庁長官の承認を受けた上で、公表するものとする。

ⅵ　操業委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（ｄ）事業の実施

ⅰ　本事業を実施しようとする事業実施者は、効率的操業事業実施計画を策定して事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

ⅱ　事業実施主体は、ⅰの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該効率的操業事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

（ⅰ）申請者が、（ｂ）に定める事業実施者であること。

（ⅱ）効率的操業事業実施計画の内容が、水産庁長官が別に定める実証的取組に該当すること。

（ⅲ）（ⅱ）及び効率的操業事業実施計画に関連する広域浜プラン又は浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め５年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10％以上向上する取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

ⅲ　ⅱの承認後に生じた効率的操業事業実施計画の変更は、ⅰに準じて行うものとする。

ⅳ　事業実施者は、事業終了後速やかに効率的操業事業実施報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ⅴ　事業実施者は、効率的操業事業実施計画に記載したⅱの（ⅲ）の達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。

（ｅ）実施状況等の確認

ⅰ　事業実施主体は、事業実施者における効率的操業事業実施計画の実施状況について、（ｄ）のⅳに基づく報告書類等を確認するほか、必要に応じ、操業委員会が現地においてこれを確認するものとする。

ⅱ　事業実施主体が、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

ⅲ　事業実施主体は、（ｄ）のｖの達成状況を確認するとともに、取組の目標（ＫＰＩ）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

（ｆ）助成対象経費

ⅰ　助成の対象となる経費は、（ａ）に掲げる経費並びに事業実施者が効率的操業事業実施計画を実施するに当たり必要とされる運営、会議の開催及び実施状況の確認に要する経費とし、その助成額は、水産庁長官が別に定める表の項目及び助成対象経費の欄ごとに同表の助成水準の欄に掲げる水準のとおりとする。

ⅱ　ⅰの規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する経費は、助成の対象外とする。

（ⅰ）（ｄ）のⅰの承認を受けなかった場合における、事業実施者におけるⅰの全ての経費

（ⅱ）国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている経費

（ｇ）助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

ⅰ　（ｄ）のⅱにより効率的操業事業計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。

ⅱ　事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

ⅲ　事業実施主体は、（ｄ）のⅳの効率的操業事業実施報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。

ⅳ　事業実施者は、本事業の助成金の交付について、その分配方法について規程を作成するものとする。

（ｈ）事業実施期間

本事業の実施期間は、平成29年３月31日までとする。

（ｉ）助成金の返還

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は効率的操業事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

（ｊ）事業の委託

ⅰ　事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ⅱ　事業実施主体は、ⅰの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

ｂ　養殖用生餌供給安定対策支援

（ａ）事業実施主体による助成

事業実施主体は、事業実施者が従来生餌として利用できていない水揚げ時期や地域、魚種のものを養殖用生餌として調達し需要の盛期に向けて保管することで生餌供給の安定化を図る取組に対して、助成金を交付する。

（ｂ）事業実施者

ⅰ　本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会とする。なお、

（ⅰ）平成30年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して、関連する浜プランを策定する地域水産業再生委員会が調整協議会を設立し、（ｃ）のⅱの全体計画に参画した場合には、当該調整協議会又はこれに参画する地域水産業再生委員会

（ⅱ）広域水産業再生委員会又は調整協議会に参画する養殖業者を直接又は間接の構成員として必要な物資の供給を行う水産業協同組合

についても事業実施者となることができる。

ⅱ　ⅰに掲げる者は共同で、又は国内の生餌流通に知見を有するものとして水産庁長官が適当と認めた者を事業実施者の構成員として参画させて、本事業を実施することができる。

（ｃ）事業の実施

ⅰ　事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業実施計画を作成し、事業実施者が地域水産業再生委員会又は水産業協同組合の場合は広域水産業再生委員会又は調整協議会を通じて、事業実施主体に申請し承認を受けるものとする。

ⅱ　事業実施者は、国内の生餌流通に知見を有する全国団体の協力を得つつ、他の事業実施者と共同で、浜の活力再生広域プランの策定又は浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランに基づく取組を推進するとともに事業計画内容や実施状況等を共有することにより事業の

効率的な実施を図るための全体計画を作成し、当該全体計画に基づき個別の事業実施計画を作成することができる。

ⅲ　事業実施主体は、ⅰ又はⅱの計画の申請があった場合は、その内容を審査し、以下の要件を満たすものと認めるときは、事業実施者に対し、当該計画を承認する旨の通知を行うものとする。

（ⅰ）事業実施計画の内容が、（ａ）に定める取組であること。

（ⅱ）関連する浜の活力再生広域プラン又は浜プランに基づく各種取組効果全体として、５年以内に生餌の調達コストを５％以上削減する取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

ⅳ　事業実施期間は、事業実施計画に基づき養殖用生餌を最初に調達した日から一年以内とする。ただし、事業実施者が（a）に定める取組を強化し、ＫＰＩの達成を加速化するために事業実施期間の変更を含む事業実施計画の変更を申請し、水産庁長官が承認した場合には、水産庁長官が特に必要と認める範囲で延長することができる。

ⅴ　事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、承認された事業実施計画に基づく養殖用生餌の買取、輸送、凍結・保管及び入出庫等の実施状況について実績を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとする。

ⅵ　事業実施者は、本事業により調達した養殖用生餌を、養殖用生餌以外の用途向けに使用又は譲渡してはならない。

ⅶ　事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、平成32年時点の養殖用生餌の調達コストの状況等についてフォローアップ報告書を作成し、平成33年3月31日までに、事業実施主体に提出するものとする。

（ｄ）助成金の交付

ⅰ　事業実施主体は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費のうち、以下の経費について、１／２を上限として事業実施者に助成するものとする。

（ⅰ）輸送経費（水揚港から凍結場所までの運搬に要する経費を含む。）

（ⅱ）保管経費（凍結及び入出庫に要する経費を含む。）

ⅱ　事業実施者は、事業実施計画の承認を受けた場合には、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、その交付を受けるものとする。

ⅲ　事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別途事業実施主体が定める様式により概算払請求を行うものとし、事業実施主体は、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

ⅳ　事業実施者は、事業終了後、事業実施主体が別に定める精算払請求書により、事業実施主体に対し助成金の請求を行うものとする。

ⅴ　事業実施主体は、事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、事業実施者に助成金を交付するものとする。

ⅵ　事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

（ｅ）助成金の返還

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

（ｆ）事業の委託

ⅰ　事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ⅱ　事業実施主体は、ⅰの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

（ｇ）報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

ｃ　広域浜プラン実証調査

（ａ）事業実施主体による助成

実施要領の別表の助成対象となる経費は、広域浜プランに基づく取組を具体的に進めていくために必要な活動に係る経費のうち、以下に掲げるものとし、別紙１に掲げる費目とする。

ⅰ　複数の漁村地域が連携して、地域全体で水産関連施設の効率的な利用や機能の再編、施設

の再整備を具体的に進めていくための基礎調査並びに漁獲量や漁船数が減少した漁村地域が連携して、海域の生産力及び増養殖機能の向上、既存の水産関連施設を集約・有効活用した６次産業化や都市漁村交流の推進など地域活性化を図るための取組を具体的に進めていくための基礎調査

ⅱ　現在及び将来の漁村地域を担う意欲ある中核的担い手の確保・育成、新規就業者の積極的受入れ、地域リーダー育成等に必要な活動経費

ⅲ　その他、広域浜プランに基づく取組を具体的に進めていくために必要な活動経費

（ｂ）事業実施者

事業実施者は、プラン通知第３の１に掲げる要件を満たす広域水産業再生委員会及びプラン通知第３の２に掲げる要件を満たす広域漁船漁業構造改革委員会とする。

（ｃ）事業実施計画

ⅰ　事業実施計画等の承認

事業実施者は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。また、単年度ではなく、複数年度にまたがる調査活動を実施することでプランに基づく取組効果が高まることが期待され、年度間の活動を明確にできるものに限り、３年を上限に複数年間の事業実施計画を認めるものとする。これを変更するときも同様とする。

ⅱ　事業実施計画等の採択基準

採択基準は、次に掲げる要件とし、浜の活力再生広域プランについては（ⅰ）、（ⅲ）及び（ⅳ）、漁船漁業構造改革広域プランについては（ⅱ）、（ⅲ）及び（ⅳ）に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ⅰ）本事業を通じて、機能再編・地域活性化や中核的担い手の確保・育成を通じた競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

（ⅱ）本事業を通じて、対象漁船漁業の構造改革や競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

（ⅲ）本事業を通じて、承認された広域浜プランに基づく成果目標（ＫＰＩ）の達成を目指すものであること。

（ⅳ）（ⅰ）及び（ⅱ）の取組が、水産基本計画（平成29年４月28日閣議決定）等国の施策に整合していること。

（ｄ）事業実施手続

ⅰ　事業実施者は、別記様式第４－１号に定める事業実施計画を策定し、浜の活力再生広域プランに基づくものである場合は、関係する都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行い、漁船漁業構造改革広域プランに基づくものである場合は、水産庁長官に承認申請を行う。

ⅱ　水産庁長官は、ⅰにより承認申請があった事業実施計画の内容が適当であると認められる場合には、これを承認し、当該事業実施計画が浜の活力再生広域プランに基づくものである場合は、その旨を関係する都道府県を通じて事業実施者に通知し、漁船漁業構造改革広域プランに基づくものである場合は、その旨を事業実施者に通知するものとする。

ⅲ　水産庁長官は、ⅱで承認した事業実施計画を事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体は業務要領に基づき事業実施者へ助成金の交付等の手続を行うものとする。

ⅳ　承認後に生じた、次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、ⅰ及びⅲに準じて行うものとする。

（ⅰ）事業の中止又は廃止

（ⅱ）事業実施者の変更

（ⅲ）国庫補助金の増

（ｅ）補助率等

実施要領の別表の補助率は以下のとおりとする。

事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とする経費の合計額であり、上限は１プラン当たり毎年度200万円を上限とする。なお、複数年間の事業実施計画については、毎年度、予算の範囲内において配分することとする。

（ｆ）次の取組は、国の助成対象としない。

ⅰ　国の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっている取組

ⅱ　取組内容が本事業の趣旨に合致しない取組

ⅲ　特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる取組

ⅳ　広域浜プランの実施に関連しないＰＲ活動として行うポスター・リーフレット等の作成、新聞・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

（ｇ）事業実績の報告

ⅰ　事業実施者は、本事業を完了したときは、業務要領に基づき、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ⅱ　事業実施主体は、事業実施者から提出された事業実績報告書に基づき、業務要領に従い支払を行うものとする。

（ｈ）事業実施報告

事業実施者は、本事業を完了したときは、別記様式第４－２号に定める完了報告書を作成し、浜の活力再生広域プランに基づく取組の場合は、関係する都道府県を通じて水産庁長官へ報告するものとし、漁船漁業構造改革広域プランに基づく取組の場合は水産庁長官へ報告するものとする。

（ｉ）報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

（ウ）クロマグロ混獲回避活動支援

ａ　事業実施主体による助成

事業実施主体は、定置網漁業の安定的な操業の確保を図り、広域浜プランに基づく水産業の競争力強化・体質強化に資する取組を推進するため、定置網漁業において取り組まれる太平洋クロマグロの資源管理に伴う混獲回避（放流作業）の取組に対して、助成金を交付する。

ｂ　事業実施者

本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会に参画する定置網漁業者が構成する漁業グループとする。なお、浜の活力再生広域プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの広域浜プランへの発展を目指して、広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に参画する定置網漁業者が構成する漁業グループも、事業実施者とすることができる。

ｃ　事業実施手続

（ａ）事業実施者は、別記様式第４－３号に定める事業実施計画を策定し、当該計画に関係する再生委員会及び都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行うものとする。

（ｂ）水産庁長官は、（ａ）により承認申請があった事業実施計画の内容が以下の要件を満たすものと認められる場合には、これを承認し、その旨を当該計画に関係する都道府県及び再生委員会を通じて事業実施者に通知するものとする。

ⅰ　事業実施計画の内容が、ａに定める取組であること。

ⅱ　本事業を通じて、承認された広域浜プランに基づく成果目標（ＫＰＩ）の達成を目指すものであること。

（ｃ）水産庁長官は、（ｂ）で承認した事業実施計画を事業実施主体に通知するものとする。

（ｄ）事業実施者は、事業実施計画の承認を受けた場合には、事業実施主体が定める業務要領（以下単に「業務要領」という。）に基づき、助成金の交付申請等の手続を行うものとする。

（ｅ）承認後に生じた事業実施計画の変更は、（ａ）、（ｂ）、（ｃ）及び（ｄ）に準じて行うものとする。

ｄ　補助率等

事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とするクロマグロの放流作業に係る経費の合計額であり、１ヵ統当たり100万円を上限とする。

ｅ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、本事業を完了したときは、業務要領に基づき、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、再生委員会を通じて事業実施主体に提出するものとする。

（ｂ）事業実施主体は、事業実施者から提出された事業実績報告書に基づき、業務要領に従い支払いを行うものとする。

ｆ　事業実施報告

事業実施者は、本事業を完了したときは、別記様式第４－４号に定める完了報告書を作成し、当該計画に関係する再生委員会及び都道府県を通じて水産庁長官へ報告するものとする。

g　助成金の返還

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

h　報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

イ　水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

（ア）趣旨

本事業は、広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置付けられた者が、広域浜プランに定められた競争力強化の取組を実践するために必要な漁船を円滑に導入できるよう支援し、もって持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するものである。

（イ）事業等の内容

この項目において定める事業等は、次のａからｃまでのとおりとする。

ａ　浜の担い手漁船リース緊急事業

複数の浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「担い手事業」という。）とする。

ｂ　漁船漁業構造改革緊急事業

漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「構造改革事業」という。）とする。

ｃ　取得価格等適正審査委員会の運営

上記ａ又はｂの事業により導入される漁船の取得価格の妥当性の審査等を行う委員会（以下「価格審査委員会」という。）の運営に要する経費を助成するものとする。

（ウ）助成対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備　考
担い手事業及び構造改革事業	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	
	漁船取得・改修費 １　以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費 (1) 無動力船 ア　船体 船体（船殻、船倉等）、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、アンカー等） (2) 動力船 ア　船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等） イ　機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等） ウ　設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（ＧＰＳ）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識	１／２以内	１隻当たり２億５千万円を助成額の上限とする。

	別装置、その他漁業に必要な標準的な設備 ２　その他の経費 中古船の運搬費等		
価格審査委員会	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	

（エ）事業実施者

担い手事業又は構造改革事業において中核的漁業者が必要とする漁船を取得し、リースにより漁船の貸付けを行う者（以下「リース事業者」という。）とし、次のいずれかに該当するものとする。

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等のうち水産庁長官が適当と認める者とする。

（オ）借受者

貸付の対象となる者は次に掲げるものとする。

ａ　漁船の借受者

担い手事業又は構造改革事業において、広域浜プランにおいて以下の要件を満たす中核的漁業者として位置づけられた者。

（ａ）　個人経営体においては、原則55歳未満の者とする。ただし、45歳未満の後継者が確保されている場合においてはこの限りではない。

（ｂ）　法人経営体においては、将来にわたり経営が安定的に継続することが見込まれること（原則、償却前利益が確保されていること。）。

ｂ　借受団体

①　一般社団法人水産業構造改革サポート

②　公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等。

（カ）貸付対象漁船

ａ　担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船は、中核的漁業者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船とし、以下に掲げる要件を満たす漁船とする。

（ａ）取得価額（中古漁船においては売買契約書に定められた売買代金に必要な改修（機関換装、漁労設備の更新、船体の修繕等）を行った費用を加えた額、新造船においては造船請負契約書に定められた建造代金をいう。）が同船型の相場と比較して不当に高額でないことが、価格審査委員会により確認されたものであること。

（ｂ）過度な装備を排除していること。

（ｃ）閉鎖された甲板室を有する漁船については、自動船舶識別装置（ＡＩＳ）（受信機能のみのものを除く。）を設置すること。ただし、構造上の理由により設置が不可能な漁船や、操業の状況に鑑み設置することが特に不要な場合を除く。

ｂ　ａを満たす貸付対象漁船は、原則、国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとする。

（ａ）十分な努力を払ったにもかかわらず、必要とする規模･仕様の中古漁船の調達ができない場合

（ｂ）取得・改修費用が同規模・仕様の新たに建造する漁船の取得費用を超える場合

（キ）再貸付け

リース事業者は、漁船の借受者に対し、借受団体を介して、貸付対象漁船を再貸付けすることができるものとする。

（ク）価格審査委員会

ａ　事業実施主体は、漁船及び付随設備並びにこれらの価格等に関して専門的知見を有する者を委員として選任し、価格審査委員会を設置するものとする。なお、事業実施主体は、価格審査委員会の設置に関する業務を第三者に委託して実施することができる。

（ａ）審査の実施

価格審査委員会は、審査に必要となる漁船に関する資料を事前に定めるものとする。また、

価格審査委員会事務局は審査の要請状況に応じて、価格審査委員会を適宜開催するものとし、申請された貸付対象漁船に関する資料に基づき、当該漁船の取得価格等が適切かどうかを審査する。なお、価格審査委員会は、必要と認めるときは、貸付対象漁船に対する実態調査を行うことができるものとする。

（ｂ）審査結果の通知

価格審査委員会は、リース事業者に対し、審査結果を速やかに通知するものとする。貸付対象漁船の取得価格が適正な水準にないと判断した場合は、理由を付して通知するものとする。

（ｃ）審査結果の取扱い

リース事業者は、価格審査委員会より取得価格が適正な水準にないと通知された場合、申請内容を見直した上、再度、価格審査委員会に申請を行うことができる。

ｂ　価格審査委員会は、貸付対象漁船の取得価格、改修内容及び費用の妥当性の審査を行うものとする。また、リース事業者の求めに応じて、取得価格の低減に資するための共通船型等の提案を行うことができる。

（ケ）貸付対象漁船のマッチング等に係る助成金の申請手続

ａ　取組内容の作成

担い手事業又は構造改革事業による漁船の貸付を希望する中核的漁業者（以下「借受候補者」という。）は、別記様式第５－１号により、下記の内容を記載した提案書を広域委員会を経由してリース事業者に提出するものとする。広域委員会は別記様式第５－１号の内容及び広域浜プランとの整合性を確認する。

（ａ）取組の目標（ＫＰＩ）

ｉ　５年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。また、新規就業者にあっては、原則、当該地域の平均漁業所得から10%以上向上する取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

ii　自力で次期代船の取得が可能となる利益の留保を実現すること。

（ｂ）取組の内容

（ａ）を達成するために必要な取組の内容を具体的に記載する。

ｂ　貸付対象漁船のマッチング費用等の交付申請

リース事業者は、借受候補者と貸付対象漁船のマッチング等に要する経費の助成を受けようとする場合、業務要領に基づく交付申請書を事業実施主体に提出するものとする。交付申請を受けた事業実施主体は、審査の上、業務要領に基づく交付決定通知を行う。

なお、リース事業者は、他のリース事業者と共同でマッチング作業を行うことができる。

（コ）漁船取得等に係る助成金の申請手続

ａ　価格審査委員会の審査

リース事業者は、マッチング作業後、貸付対象となり得る漁船の価格等の書類を価格審査委員会に提出し、審査結果を得ることとする。

ｂ　水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書等の提出及び都道府県の確認

リース事業者は、別記様式第５－２号による水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（以下「リース計画書」という。）及び添付書類を作成した上で、都道府県を経由して事業実施主体に提出するものとする。都道府県は、リース計画書及び添付資料が所要の要件を満たしていること及び当該都道府県の水産施策に整合していることを確認する。

ただし、構造改革事業（大臣管理漁業に係るものに限る。）を実施するリース事業者は、リース計画書及び添付資料を事業実施主体に提出することができる。

ｃ　リース計画書の審査

事業実施主体は、提出されたリース計画書を審査した上で、後継者の確保、新規参入、漁業所得、漁船の船齢等の観点から業務要領に定める基準により優先順位付けを行い、原則、４半期ごとに別記様式第５－３号により取りまとめ、水産庁長官に承認申請を行うものとする。ただし、事業実施主体が必要と判断した場合は、随時、水産庁長官に承認申請を行うことができることとする。また、業務要領に基づく重要な変更を行う場合においても同様とする。

ｄ　リース計画書の承認

水産庁長官は、リース計画書を妥当と判断した場合は、事業実施主体に対し承認する旨を通知するものとする。また、業務要領に基づく重要な変更を行う場合においても同様とする。

ｅ　助成金の交付申請

承認の通知を受けた事業実施主体は、リース事業者にこの旨を通知する。ただし、リース計画書が都道府県を経由して提出された場合は、都道府県を経由して通知するものとする。リース事業者は、助成金の交付申請をしようとするときは、事業実施主体に対し、業務要領に基づく助成金の交付申請を行うものとする。交付申請を受けた事業実施主体は、審査の上、業務要領に基づく交付決定通知を行う。

(サ) 漁船取得に係る助成金の交付手続

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、リース事業者に助成するものとする。

a　交付決定通知を受けたリース事業者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して業務要領に基づく概算払請求書を提出するものとする。

b　事業実施主体は、ａの申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。

c　リース事業者は、事業終了後、事業実施主体に対して業務要領に基づく精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

d　事業実施主体は、精算払請求書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、リース事業者に対して業務要領に基づき通知するものとする。

e　事業実施主体は、リース事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

f　ｅの助成金の返還は、事業実施主体がリース事業者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

g　事業実施主体がリース事業者に対しｆの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

h　その他

事業実施主体は、必要に応じて水産庁、リース事業者、その他関係者に対し協議を行うものとする。

(シ) 貸付契約

リース事業者は漁船取得に係る助成金の交付決定後、漁船の借受者に貸付対象漁船をリースする場合は、漁船の借受者（(キ) の場合にあっては、漁船の借受者及び借受団体）との間で以下の事項を定めた契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

a　貸付期間

貸付対象漁船の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以上とし、漁船取得に係る融資の償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間とする。

b　貸付期間終了後の貸付対象漁船の取扱い

貸付期間終了時の貸付対象漁船の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

c　途中解約の禁止

借受者は、原則として、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

d　貸付対象漁船の維持管理等

（ａ）借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象漁船を維持管理し、使用しなければならない。

（ｂ）貸付対象漁船は維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

（ｃ）借受者は、貸付対象漁船をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

e　貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、リース事業者は、可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。

（ａ）基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象漁船の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から

本事業による貸付対象漁船の取得に要する経費の助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額とする。なお、ｂに規定する貸付期間終了時の貸付対象漁船の取扱い（譲渡金額等の条件）を考慮して、基本貸付料を調整することができる。

（ｂ）附加貸付料等

附加貸付料等はリース事業者の事務手数料等必要と認められる費用とし、貸付契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者がオの（ア）又は（ウ）の事業を利用する場合は、当該事業により助成される額を考慮して算定するものとする。

（ｃ）消費税等

消費税及び地方消費税とする。

（ス）事業実施報告

リース事業者は、漁船の貸付契約を締結した年の翌年以降の借受者の年間の漁業所得又は償却前利益の状況を業務要領に従って事業実施主体に毎年報告する。事業実施主体はこの報告書を広域委員会に提出する。

（セ）事業評価及び改善計画

ａ　広域委員会は、事業評価委員会を設置し、漁業者の成果目標の達成状況に関する評価を行う。広域委員会は、業務要領に従って、評価結果を事業実施主体に毎年報告する。なお、広域委員会が事業評価委員会を兼ねてもよいものとする。

ｂ　５年間の成果目標が未達となった場合又は成果目標が未達成となる可能性が高いと評価された場合、事業評価委員会において原因分析を行うとともに改善策をリース事業者に提言する。

ｃ　リース事業者は借受者と協議して事業の改善計画を作成し、広域委員会の承認を得た上で、事業実施主体に提出する。

（ソ）改善計画に係る指導

ａ　担い手事業にあっては、都道府県（借受者が営む漁業が大臣管理漁業である場合は水産庁及び都道府県）は、リース事業者及び借受者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

ｂ　構造改革事業にあっては、水産庁長官は、リース事業者及び借受者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

（タ）助成金の返還

事業実施主体は、（シ）のａに定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（ａ又はｂにあっては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、リース事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ａ　リース事業者又は借受者が貸付契約を解約したとき。
ｂ　借受者が経営を中止したとき。
ｃ　貸付対象漁船が消失したとき。
ｄ　リース事業者の申請書等に虚偽の記載があることが明らかとなったとき。
ｅ　貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
ｆ　その他事業を継続することが不適当と判断されるとき。

（チ）事業の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ウ　水産業競争力強化緊急施設整備事業

この事業は、事業実施主体が、浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において競争力強化又は産地市場の統廃合を推進するため、水産業競争力強化緊急施設整備事業計画（以下「施設整備事業計画」という。）に基づき水産業競争力強化緊急施設整備事業（以下第３の９－１の（３）のイにおいて「事業」という。）を実施する事業実施者に対し、水産業競争力強化緊急事業基金により都道府県を経由し助成を行うものとする。

（ア）事業の内容等

ａ　事業実施主体による助成

事業実施主体は、事業の事業実施者に対し事業に要する経費について助成するものとする。

ｂ　事業の目的

浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施者が実施する競争力強化のための施設整備、産地市場の統廃合を推進するための施設整備等を行う。

ｃ　助成対象経費

助成対象となる経費は、施設整備に必要となる次の経費とする。

（ａ）実施設計費

対象施設の設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な経費）及び設計費（設計に必要な経費）とする。ただし、これらの経費は、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とする。

（ｂ）本体施設工事費

事業の目的となる別紙２の対象施設の整備に必要な建設工事費及び共通仮設費とし、附帯施設に係る費用及び附帯事務費を含むものとする。

（ｃ）工事雑費

対象となる施設施工に伴い、直接必要となる設計に必要な報酬、賃金、共済費、旅費、需要費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費並びに公社一般管理費とする。

（ｄ）施設撤去費

競争力強化のために必要となる施設整備や産地市場の統廃合に伴い発生する旧施設の撤去費に限るものとする。なお、旧施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合であって、当該所在地に既に存在する施設等の撤去に要する費用については交付の対象とする。

（イ）事業の実施基準等

ａ　一般的基準

（ａ）事業実施期間

個々の施設の整備については、実施設計を含め事業着手から１ヵ年以内に完了することを原則とする。

ただし、当該期間に完了することが困難な場合は、１ヵ年を超えない範囲の期間ごとに施行区分を明確にできるものに限り、最大で３ヵ年までの事業期間とすることができるものとする。

なお、この場合においても、助成金の配分上限額の決定は、区分された１ヵ年を超えない範囲の期間ごとに行うものとし、これを超える期間に係る配分の担保は行わない。

（ｂ）助成要件

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ⅰ　浜の活力再生広域プランと一体的に実施するものとして、同プランにおいて、競争力強化や産地市場の統廃合等を推進するために必要となる共同利用施設を整備することが位置づけられていること。

ⅱ　受益対象者

事業の受益対象者は、事業内容を位置づけた浜の活力再生広域プランの地域おける水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）第２条で定めるものをいう。）に所属する個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業の実施により直接的に便益を享受する者であって、以下に掲げる者とする。

（ⅰ）漁業者

（ⅱ）上記（ⅰ）を除く、水産業の競争力強化に寄与する者

ただし（ⅱ）は、事業の対象施設が別紙２に掲げる「荷さばき施設」、「省エネルギー型施設機能整備」、「燃油流通効率化施設整備」、「加工処理施設」、「自然エネルギー利用施設」、「海業支援施設」、「洗浄施設」、「燃油補給施設」、「深層水等利活用施設」、「鮮度保持施設」、「水産廃棄物等処理施設」、「その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設」及びこれらの附帯施設である場合にのみ受益対象者とすることができる。

（ｃ）受益戸数

受益戸数の要件については、原則１施設整備事業計画ごとに原則25戸以上とする。ただし、許可隻数の制限により受益者が絞られている等特段の理由が認められる場合は10戸以上とすることができるものとする。

（ｄ）実施要件

実施要件については、別紙２に定めるとおりとする。

（ｅ）事業実施者

本事業の事業実施者は、以下に限るものとする。

ⅰ　都道府県

ⅱ　市町村

ⅲ　水産業協同組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、漁業生産組合等）

ⅳ　さけます類の人工ふ化放流事業を行う団体

（ｆ）費用対効果分析

費用対効果については、別紙２に定めるとおり、適切な値となっていること。

（ｇ）事業費の上限額及び下限額

ⅰ　事業費の上限額

事業実施における国費上限額は以下の（ⅰ）及び（ⅱ）を合算した額とする。

（ⅰ）施設の建設工事に要するもの（(ア）のｃの（ａ）から（ｃ)までを対象とする。）

１施設整備事業計画ごとに原則として、要望国費12億円を上限とし、助成率は別紙２によるものとする。ただし、施設撤去に要する費用は含まないものとする。

（ⅱ）施設撤去に要するもの（(ア）のｃの（ｄ）を対象とする。）

１撤去施設ごとに原則として、要望国費１億円を上限とする。ただし、助成率は２分の１以内とする。

ⅱ　事業費の下限額

１施設整備事業計画ごとに原則として、５千万円以上とする。ただし、施設撤去に係る費用は含まないものとする。

（ｈ）既存施設の撤去費について

ⅰ　撤去費の基本的な考え方

競争力強化のために必要となる施設整備や産地市場の統廃合に伴い、発生する旧施設の撤去費として、当該整備施設と同種の施設の撤去に要するものに限るものとし、具体的には以下のとおりとする。

（ⅰ）既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合にあっては、当該既存施設の撤去に要する費用も助成の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

（ⅱ）既存施設の改築・改修による施設整備の場合にあっては、当該改築・改修により生じる既存施設の撤去費も助成対象とする。

ⅱ　既存施設に係る財産の処分について

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第355号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により、当該施設に係る財産の処分について、事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

なお、この場合において、処分の承認が得られるまでの間、施設撤去費の執行をしてはならない。これに違反した場合、水産庁長官は施設整備事業計画の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

（ｉ）施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年３月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

（ｊ）助成の対象とする施設

助成の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が５年以上のものであり、浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、施設整備事業計画に基づき、都道府県・市町村等が競争力強化や産地市場の統廃合等を推進するために必要となる共同利用施設の整備であって、別紙２に掲げる施設に限るものとする。

（ｋ）助成の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船及び漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料及び種苗購入費等の経費は、交付の対象としない。また、資源管理及び回復の取組を阻害するおそれのある施設（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合等）は交付の対象としない。

（ｌ）中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

（ｍ）収益性のある事業における受益者への収益配分

助成金の助成を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施者は受益対象者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施者のみが過剰な利益を享受する事業は交付の対象としない。

（ｎ）他の事業等からの切替え

自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

（ｏ）木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。漁業用作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

（ｐ）他の事業の計画との整合

個々の施設整備事業計画の策定に当たっては、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の３に基づく漁港漁場整備長期計画等を考慮したものとすること。

（ｑ）事業完了後の適切な管理運営

事業実施者は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

（ｒ）実施実施者の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施者が行おうとする事業については、助成対象としない。また、交付決定以後において、事業実施者が適格性を喪失したと認められる場合には、事業を中止させるものとする。

ｂ　施設の増設、併設、合体、改築、改修又は更新の取扱い

（ａ）増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と連接して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、連接による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築、改修又は更新の場合も同様とする。

（ｂ）併設

既存の施設に連接して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

（ｃ）合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は２以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、２以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

（ｄ）改築

既存の施設についてその目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、以下のⅰからⅲまでのいずれかに該当する場合に限り交付の対象とする。

ⅰ　生産規模の拡大等（以下の（ⅰ）から（ⅲ）までの要件を全て満たすものに限る。）

（ⅰ）ここに掲げる要件の１つに該当すること。

①生産規模、生産能力又は生産性の１割以上の増大、②施設の稼働経費の削減に伴う施設稼働に係る人件費又は労働時間の１割以上の削減、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化。

（ⅱ）新築と比べて整備費の節減が図られること。
（ⅲ）当該施設の利用状況が適切であること。
ⅱ　施設の再生（以下の（ⅰ）から（ⅲ）までの要件を全て満たすものに限る。）
（ⅰ）著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって、以下の要件のいずれかを満たすもの。
ア）中核的な漁業者（漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年３月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）第４の２の（１）のエに定める主業・年齢要件を満たす者をいう。）が主に利用する施設であること。
イ）水産業強化対策事業資源増養殖目標において改築を認められている施設であること。
ウ）漁港及び漁村の機能を適切に発揮するために重要な施設であり、かつ、当該施設の維持管理が適切であること。
（ⅱ）新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。
（ⅲ）当該施設の利用状況が適切であること。
ⅲ　施設規模の適正化（以下の（ⅰ）及び（ⅱ）の要件を満たすものに限る。）
（ⅰ）既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して５割以上減少していること。
（ⅱ）施設の効率的な利用計画を実施主体が作成し、市町村が承認していること。
（ｅ）改修
既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、事業の対象施設で事業費の軽減が図られる場合に限り助成の対象とする。
（ｆ）更新
施設の更新は助成の対象としない。
ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合に限り、助成の対象とすることができる。
ⅰ　漁業環境の変化等により、施設の規模等を変更する場合
なお、判断基準は、（ｄ）改築のⅰ又はⅲに準じて行うものとする。
ⅱ　浜の活力再生広域プランに基づき、複数の同種施設の機能の集約化を行う場合
ｃ　附帯施設について
附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器等）については、衛生管理の向上に資するものであり、かつ、本体施設内のみで使用するものに限り、助成の対象とする。
ｄ　附帯事務費について
水産庁長官は、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その２分の１以内に相当する金額を交付する。
（ａ）都道府県附帯事務費
施設整備事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は事業費の１．０％以内を上限とする。
（ｂ）市町村附帯事務費
施設整備事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は事業費の０．４％以内を上限とする。
ｅ　費用・便益分析について
（ａ）費用便益分析に関する基本的な考え方
水産業競争力強化緊急施設整備事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、水産業競争力強化施設整備緊急対策事業の費用・便益分析要領について（平成28年１月20日付け27水港第2676号水産庁漁政部長、漁港漁場整備部長通知）等に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。
（ｂ）費用・便益分析に関する特別の扱い
別紙２のＢ／Ｃ要件欄において、１とみなすとした対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、Ｂ／Ｃ＝１とみなすことができるものとする。ただし、この場合においても、Ｂ／Ｃの算定を行うものとする。
ｆ　事業実施の手続等
（ａ）施設整備事業計画の作成等
ⅰ　施設整備事業計画の作成及び承認
（ⅰ）事業実施者は、事業を実施しようとする場合には、別記様式第６－１号により、施設整備事業計画を策定し、水産庁長官に承認を申請するものとする。

なお、事業実施者は、この申請に際し、事前に当該施設整備事業計画で整備予定の施設を位置づけを含む浜の活力再生広域プランを作成し、承認を受けるものとする。

また、事業実施者は、施設整備事業計画において、関連する浜の活力再生広域浜プラン又は浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、施設完成後５年以内に受益対象漁業者の漁業所得を10％以上向上させる取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものとする。

（ⅱ）事業実施者は、施設整備事業計画の申請において、事業実施者が市町村の場合は都道府県を、事業実施者が都道府県及び市町村以外の場合は都道府県及び市町村を経由するものとする。

なお、計画の範囲が複数の市町村に係る場合は、関係者で調整を行い、代表となる市町村を経由機関とすること。また複数の都道府県に係る場合も同様とする。

（ⅲ）都道府県知事は、自ら事業実施者となる場合又は前項による経由機関となる場合は、瀬戸内海漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所管内にあっては、それぞれ瀬戸内海漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所を、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を経由して、その他にあっては直接、水産庁長官に申請を行うものとする。

（ⅳ）水産庁長官は、申請を受けた施設整備事業計画を審査し、妥当と考えられる場合には、予算の範囲内において、承認を行うことができる。

なお、承認に当たり、水産庁長官は事業の実施に当たり事業実施者が遵守すべき条件を付することができるものとする。

（ⅴ）水産庁長官は、前項の承認を行った場合は、事業実施者に対し、別記様式第６－２号により、承認した旨を通知するものとする。なお、承認申請が（ⅱ）及び（ⅲ）による経由機関を経たものである場合は、当該機関を経由して通知するものとする。

（ⅵ）水産庁長官は、（ⅳ）及び（ⅴ）による承認及び通知を行った場合は、事業実施主体に対し、別記様式第６－２－１号により承認を行った旨通知するものとする。

（ⅶ）ⅲに定める施設整備事業計画の重大な変更を行うときは、（ⅰ）から（ⅵ）までに準じて行う。

ⅱ　施設整備事業計画の承認の特例

（ⅰ）事業実施者は、（ア）のｃの（ａ）の経費(以下（ⅰ）及び（ⅱ）において「実施設計費」という。)を含む施設整備事業計画を策定する場合、（イ）のⅰの（ⅰ）の規定によらず、浜の活力再生広域プランの承認以前に施設整備事業計画を策定し、承認申請を行うことができるものとする。

この場合において、水産庁長官は実施設計費を除く経費の執行以前に当該地区における浜の活力再生広域プランの承認の見込みがあると判断した場合、（ⅳ）の承認を行うことができるものとする。

（ⅱ）（ⅰ）により承認した計画については、実施設計費を除く経費の執行までに浜の活力再生広域プランの承認が得られなかった場合、水産庁長官は当該計画の承認を取り消すことができる。

また、都道府県知事は、浜の活力再生広域プランの承認が得られるまで、助成金の請求を行うことができないものとする。

（ⅲ）（ⅰ）に基づく承認を行う場合、水産庁長官は（イ）のⅰの（ⅳ）による承認の条件として、（ⅱ）による取消しを行うことがある旨を付すものとする。

ⅲ　施設整備事業計画の重大な変更

水産庁長官の承認が必要となる施設整備事業計画の重大な変更は、次に掲げるものとする。

（ⅰ）事業の中止又は廃止

（ⅱ）施工箇所及び設置場所の変更

（ⅲ）事業費の３割を超える変更

（ⅳ）施設等の新設又は廃止

ⅳ　施設整備事業計画の承認の取消し

（ⅰ）水産庁長官は、以下のいずれかに該当する場合は、実施計画の承認の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

ア）都道府県知事から事業の中止又は廃止の申請があった場合

イ）事業に関して、建築基準法等施設の建設若しくは事業の執行に係る法令、実施要領、本通知若しくは計画承認において水産庁長官が付した条件に違反した場合又はこれらに基づく水産庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

ウ）助成金を本事業以外の用途に使用した場合又は交付対象外の経費に充当した場合
エ）事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
オ）（イ）のａの（ａ）に定める事業期間の上限を超えて事業を実施した場合
カ）その他本運用通知で定める取消要件に合致した場合
キ）施設整備事業計画の承認後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
ク）その他、水産庁長官が特に必要と認める場合

（ⅱ）水産庁長官は前項に基づき実施計画の承認の一部又は全部を取り消した場合、その旨を別記様式第６－３号により事業実施者及び事業実施主体に通知するものとする。
なお、事業実施者への通知は、事業実施者の種類に応じ、（イ）のｃの（ａ）のⅰの（ⅱ）及び（ⅲ）の経由機関を経由するものとする。

（ｂ）管理運営
ⅰ　指導監督
都道府県は、本事業の適切な推進が図られるよう、事業実施者（管理を委託している場合には管理主体）に適切な管理が行われるよう指導するとともに、事業実施後の施設等の管理運営及び利用状況並びに事業効果の把握に努めるものとする。 また、都道府県は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施者を十分に指導監督するものとする。
なお、市町村においても、同様とする。
ⅱ　経理の適正化
助成金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成７年11月20日付け７経第1741号農林水産事務次官依命通知）を適用し、都道府県において厳正に行うものとする。なお、市町村においても同様とする。

（ｃ）事業実施状況の報告等
ⅰ　実施状況の報告
（ⅰ）水産庁長官は、都道府県に対し、必要に応じて、事業実施者ごとの事業実施状況について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。
（ⅱ）都道府県は、事業実施者ごとの事業実施状況について必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに水産庁長官に必要な書類の提出を行うものとする。
ⅱ　実施状況等に対する指導等
水産庁長官は、ⅰによる実施状況の報告の内容について検討し、進捗が遅れていると判断される場合には、都道府県に対し成果目標の達成が図られるよう指導を行うものとする。

（ｄ）業務要領の内容等
ⅰ　事業実施主体は、事業の円滑な実施が図られるよう、業務要領において必要な手続、様式等を定めるものとする。
ⅱ　事業実施主体は、業務要領を作成したときは、その内容を都道府県知事に通知するものとする。なお、業務要領の変更を行ったときも同様とする。

（ｅ）助成金の交付
ⅰ　都道府県知事は、施設整備事業計画ごとに、計画の範囲内で、事業の着手予定日から、当該日から起算して１ヵ年を超えない日までの間で事業実施者が任意に定める期間（以下「配分期間」とする。）における配分要望額を別に指示する日までに別記様式第６－４－１号により水産庁長官に報告するものとする。
ⅱ　水産庁長官は、施設整備事業計画ごとに、施設整備事業計画及び予算の範囲内で配分期間における配分上限額を定め、別記様式第６－４－２号により都道府県及び基金管理団体に通知するものとする。
ⅲ　都道府県知事は、水産庁長官から配分上限額の通知を受けたときは、当該額の範囲内で、事業実施主体に別記様式第６－４－３号により交付申請を行うことができるものとする。なお、申請に当たっては、同時に申請書副本を水産庁長官宛提出するものとする。
ⅳ　水産庁長官は、交付申請書の内容を審査し、妥当であると判断された場合は、別記様式第６－４－４号により事業実施主体宛交付決定に対する同意の旨を通知するものとする。
ⅴ　事業実施主体は、前項の同意を確認の上、施設整備事業計画ごとに、配分期間及び配分上限額の範囲内で助成金の交付決定を行い、都道府県知事に通知するものとする。
ⅵ　都道府県知事は、配分期間の終了後も引き続き事業を行う必要がある場合、配分期間の末日から起算して１ヶ月前までに、新たな配分期間を定め、別記様式第６－４－１号により当

該配分期間における配分要望額を水産庁長官に報告するものとする。なお、新たな配分期間は、配分期間の末日の翌日から、当該日から起算して１ヵ年を超えない日までの間で事業実施者が任意に定めるものとする。ただし、（ア）のｃの（ａ）に定める事業実施期間の上限を超えないものとする。

ⅶ　水産庁長官は、前項に定める報告を受けたときは、ⅱと同様に取り扱う。

ⅷ　都道府県知事は、何らかの事由により配分上限額の変更を行う必要がある場合、別記様式第６－４－５号により、水産庁長官に配分上限額の変更を申請することができる。

ⅸ　水産庁長官は、前項の変更申請を受けた場合又はその他変更を行う必要がある場合、配分上限額の変更を行い、別記様式第６－４－６号により都道府県知事及び事業実施主体に通知するものとする。

ⅹ　配分期間の変更を行う場合は、ⅷ及びⅸに準じて取り扱うものとする。この場合、様式については適宜読替えを行うものとする。

ⅺ　都道府県知事は、以下に該当する場合、事業実施主体に対し別記様式第６－４－７号により交付決定の変更を申請するものとする。なお、申請に当たっては、同時に申請書副本を水産庁長官宛提出するものとする。

（ⅰ）実施計画の変更(当該配分期間の実施内容に係る変更の場合に限る。)

（ⅱ）配分上限額及び配分期間の変更が通知された場合

（ⅲ）（イ）のｃに掲げる各経費間の流用を行う場合

（ⅳ）附帯事務費の増額を行う場合

ⅻ　水産庁長官は、前項の申請があった場合は、ⅳに準じて審査及び同意の通知を行う。なおこの場合において、別記様式第６－４－４号の「交付申請」を「交付決定の変更の申請」、「交付決定」を「交付決定の変更」と読み替えるものとする。

xⅲ　事業実施主体は、前項の同意を確認の上、配分上限額の範囲で、交付決定の変更を行うものとする。

なお、配分上限額の減額が行われ、既交付決定額を下回った場合は、事業実施主体はⅻの申請の有無によらず、交付決定の変更を行わなければならない。

（ｆ）事業進捗状況の報告

ⅰ　都道府県知事は交付決定を受けた施設整備事業計画ごとに、配分期間終了後、当該期間を超えて事業を継続する場合は、速やかに別記様式第６－５－１号により配分期間別実施状況報告書を作成し、水産庁長官宛報告するものとする。なお、都道府県知事は、当該配分期間終了時までの概算払を希望する場合は、当該報告に併せて概算払可能額の通知を請求するものとする。

ⅱ　水産庁長官は、前項の報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、妥当であると判断したときはこれを受領する。また受領後、前項なお書による概算払可能額の通知の請求があった場合は、別記様式第６－５－２号により都道府県知事及び事業実施主体に概算払可能額を通知するものとする。

なお、水産庁長官は、当該審査に当たり、必要な書類の提出を都道府県知事に求めることができるものとする。

（ｇ）事業の完了報告

ⅰ　都道府県知事は、事業が完了したときは、別記様式第６－６－１号により事業完了報告書を作成し、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

ⅱ　水産庁長官は、前項の報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、妥当であると判断したときはこれを受領するとともに、別記様式第６－６－２号により都道府県知事及び事業実施主体に精算払可能額を通知するものとする。

なお、水産庁長官は、当該審査に当たり、必要な書類の提出を都道府県知事に求めることができるものとする。

（ｉ）助成金の支払等

ⅰ　都道府県知事は、（イ）のｆの（ｆ）による概算払可能額の通知を受けたとき又は同（ｇ）による精算払可能額の通知を受けたときは、事業実施主体に助成金の支払を請求することができる。

ⅱ　事業実施主体は、前項の請求を受けたときは、請求内容を審査し、妥当であると判断した場合は、概算払可能額及び精算払可能額の範囲内で都道府県知事に対し助成金の支払を行うものとする。また事業実施主体は支払後速やかに、前項の請求の写しを水産庁長官に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、当該審査に当たり、必要な書類の提出を都道府県知事に求めることができるものとする。

ⅲ　水産庁長官は、ⅱで支払を行った助成金に不用額が生じたことが明らかになった場合にあっては、都道府県知事に対し、助成金の一部又は全部について、事業実施主体への返納又は国への返還を求めることができるものとする。

なお、国への返還を求める場合は、水産庁長官は返還の期限を定め、併せて通知するものとする。

ⅳ　前項において、事業実施主体への返納を求めた場合は、水産庁長官は事業実施主体に対しその旨及び返納金額を通知するものとする。

ⅴ　事業実施主体は、前項の通知を受けたときは、返納期限を定め、都道府県知事に通知するものとする。

ⅵ　水産庁長官は、（イ）のｆの（ａ）のⅳによる施設整備事業計画の一部又は全部の取消しを行った場合において、既に当該部分に係る助成金が支払われている場合は、ⅲからⅴまでに準じて取り扱うものとする。なお、（イ）のｆの（ａ）のⅲによる変更により、支払済み助成金に係る部分を施設整備事業計画から削除した場合も同様とする。

ⅶ　水産庁長官は、（イ）のｆの（ａ）のⅳによる施設整備事業計画の一部又は全部の取消しを行った場合において、前項に基づく返納又は返還を求めるときは、当該取消しに係る助成金の受領の日から返納又は返還の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて求めるものとする。

ⅷ　ⅲ、ⅴ及び前項における返納期限又は返還期限は、返還を求めた日から20日以内（当該助成金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限によりがたい場合は90日）以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る金額金額に対して、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

ⅸ　ⅲからⅷまでについては、その他支払済みの助成金の返還を求める必要が生じた場合に準用する。

（ｊ）施設等の処分等について

ⅰ　助成金の交付を受けた都道府県知事等は、事業実施者が、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、助成金の交付を受けた都道府県知事等の承認を受けさせるものとする。

ⅱ　助成金の交付を受けた都道府県知事等は、その申請の内容を承認する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により農林水産大臣の承認を受けなければならない。

ⅲ　ⅰの規定は、都道府県が実施主体の場合に準用することとする。この場合において冒頭の「助成金の交付を受けた都道府県知事等は、実施主体が」とあるのは「都道府県知事は」と、末尾の「助成金の交付を受けた都道府県知事等の承認を受けさせるものとする」とあるのは「農林水産大臣の承認を受けなければならない」と読み替えるものとする。

ⅳ　上記以外の増改築等に伴う手続については、次のとおりとする。

（ⅰ）助成金の交付を受けた都道府県知事等は、実施実施者が施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築又は模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、助成金の交付を受けた都道府県知事等へ届け出させるものとする。

（ⅱ）助成金の交付を受けた都道府県知事等は、毎年度の（ⅰ）の届出の状況を別記様式第６－７号により取りまとめ、翌年度の６月末日までに水産庁長官に報告するものとする。

（ⅲ）都道府県が実施実施者の場合は、都道府県知事は、施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築又は模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、その内容について（ⅰ）の届出状況と併せて（ⅱ）により水産庁長官に届け出るものとする。

（ｋ）事後評価について

ⅰ　都道府県知事は、実施計画に定められた成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第６－８号により、原則として、供用開始日から起算して３年を経過した翌年度の７月末日までに水産庁長官に報告するものとする。なお、事業評価書の作成に当たっては、別途定

める水産業競争力強化緊急施設整備事業に係る事後評価について（平成28年１月20日付け27水港第2677号水産庁漁政部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知）等に定める評価手法・対応措置に基づき、これを実施することとする。

ⅱ　水産庁長官は、アの事後評価の報告を受けた場合には、その内容について検証を行うものとする。なお、当該検証は、都道府県知事による事後評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し、適正になされているものどうかについて、行うものとし、都道府県知事による事後評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事に対し、再度適切に評価を実施するよう指導を行うものとする。

ⅲ　水産庁長官は、ⅱの検証の結果、施設整備事業計画に定められた成果目標が達成されていないと判断される場合には、都道府県知事に対し、目標年度の翌年度において改善計画を策定して成果目標を達成すべき旨の指導を行うものとする。この場合において、都道府県知事は、当該取組の終了後、その評価をⅰに準じて報告するものとする。

ⅳ　ⅲにより実施した取組の評価については、ⅰからⅲまでに準じて行うものとする。

ⅴ　都道府県知事は、ⅱ及びⅳの評価結果を公表するものとする。

ⅵ　水産庁長官は、事業の実施効果その他の本事業の実施に必要な事項に関する調査を必要に応じて行うとともに、その内容を公表することができるものとする。

（ｌ）施設整備の実施に係る取扱事項

施設整備に係る取扱事項として、本通知に記載のない事項については、水産業競争力強化緊急施設整備事業のメニューの運用について（(平成28年１月20日付け27水港第2675号水産庁漁政部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知）の定めに基づき、事業を実施するものとする。

（ｍ）その他

事業実施者から水産庁長官へ提出する申請・報告等は、00（イ）のｃの（a）のｉの（ⅱ）及び（ⅲ）に準じて行うものとする。

エ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業

（ア）事業の内容

本事業は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者が、コスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

（イ）事業実施者

本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プランを策定する広域水産業再生委員会に参画し、浜の活力再生広域プラン及び当該浜の活力再生広域プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該浜の活力再生広域プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。

ａ　自らの経営における競争力強化に向け、機器等の導入を実施すること。

ｂ　率先して浜の活力再生広域プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。

ｃ　地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。

（ウ）競争力強化型機器等評価委員会

ａ　事業実施主体は、事業実施者から提出される機器事業実施計画について助成の決定を行うため、競争力強化型機器等評価委員会（以下「機器委員会」という。）を設置するものとする。

ｂ　事業実施主体は、機器委員会を設置しようとするときは、競争力強化型機器等評価委員会設置要領（以下「機器委員会設置要領」という。）を作成の上、別記様式第７号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

ｃ　機器委員会設置要領を変更しようとするときは、ｂに準じて行うものとする。

ｄ　機器委員会は、事業実施者から事業実施主体に提出された機器事業実施計画について、業務要領に定める要件に基づいて、その内容を審査するものとする。

ｅ　機器委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（エ）事業の実施

ａ　本事業を実施しようとする事業実施者は、機器事業実施計画を策定して、事業実施主体に申

請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

ｂ　事業実施主体は、ａの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

（ａ）申請者が、(イ）に定める事業実施者であること。

（ｂ）機器事業実施計画が、(ウ）のｄにより機器委員会が認めたものであること。

（ｃ）浜の活力再生広域プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め５年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10％以上向上する目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

ｃ　ｂの承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、ａに準じて行うものとする。

ｄ　事業実施者は、事業終了後、速やかに機器事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ｅ　事業実施者は、機器事業実施計画に記載したｂの（ｃ）の達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。

（オ）実施状況等の確認

ａ　事業実施主体は、事業実施者における機器事業実施計画の実施状況について、(エ）のｄに基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。

ｂ　事業実施主体が、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

ｃ　事業実施主体は、(エ）のｅの達成状況を確認するとともに、取組の目標（ＫＰＩ）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

（カ）助成対象経費

ａ　事業実施主体は、事業実施者が、承認された機器事業実施計画に記載した機器等を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ１／２以内の金額を助成する。また、助成の上限額は2,000万円以内とし、助成対象となる機器等の導入費用は機器本体のみとする。

ｂ　助成対象とする機器等は、原則として処分制限期間（減価償却期間の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が５年以上のものとする。

ｃ　ａの規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている機器等の導入費用は、助成の対象外とする。

（キ）助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

ａ　（エ）のｂにより機器事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。

ｂ　事業実施者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。

ｃ　事業実施主体は、ｂの申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。

ｄ　事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

ｅ　事業実施主体は、(エ）のｄの機器事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。

ｆ　事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

ｇ　ｆの助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

ｈ　事業実施主体が事業実施者に対しｆの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（ク）機器等の管理運営

事業により取得した機器等の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財

産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

（ケ）交付決定の取消等

ａ　事業実施主体は、事業実施者から事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、（キ）のａの規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（ａ）事業実施者が、法令、業務要領又は業務要領に基づく処分又は指示に違反した場合

（ｂ）事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合

（ｃ）事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

ｂ　事業実施主体は、ａの規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

ｃ　ｂの助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

ｄ　事業実施主体が事業実施者に対しｂの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（コ）事業の委託

ａ　事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ｂ　事業実施主体は、ａの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

オ　水産業競争力強化金融支援事業

（ア）実質無利子化措置

ａ　事業実施主体による利子助成金の交付

事業実施主体は、担い手事業若しくは構造改革事業により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者がこれらの事業を実施するために借り入れる資金に対し、利子助成金を交付するものとする。

ｂ　事業の内容

（ａ）交付対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、イの（イ）のａ若しくはｂ又はエの事業の実施者のうち平成28年１月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者（以下「交付対象者」という。）とする。

（ｂ）資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

ⅰ　イの（イ）のａ又はｂの事業　漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第２条第３項に規定する資金をいう。以下ⅱにおいて同じ。）のうち漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第２条の表の第１号に掲げるもの（ただし、共同利用施設に限る。）又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の取り扱う農林漁業施設資金（ただし、共同利用施設に限る。）であって、これらの事業を実施するために借り入れるもの

ⅱ　エの事業　漁業近代化資金のうち漁業近代化資金融通法施行令第２条の表の第１号、第３号又は第４号に掲げるものであって、当該事業を実施するために借り入れるもの

（ｃ）利子助成の対象となる借入金の上限額

この事業の利子助成の対象となる借入金の上限額は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ⅰ　イの（イ）のａ又はｂの事業　１隻当たり２億５千万円

ⅱ　エの事業　２千万円

（ｄ）利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、資金の貸付けの日からその償還が終了する日までの期間又は当該貸付けの日から５年間のいずれか短い期間とする。

（ｅ）利子助成の額

この事業の利子助成の額は、利子相当額又は年利率２％として算定した額のいずれか低い額とする。

ｃ　事業の実施

（ａ）交付規程

事業実施主体は、この事業を実施するに当たり、利子助成金の交付に係る事務手続等に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

（ｂ）交付申請及びその決定

ⅰ　利子助成金の交付を受けようとする者（以下（ｂ）において「交付希望者」という。）は、融資機関に対して、借入申込を行うに際し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

ⅱ　融資機関は、貸付けの決定後、事業実施主体に対し速やかに交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付申請書類を提出するものとする。

ⅲ　事業実施主体は、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めたときは、その旨を交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。

（ｃ）利子助成金の交付

融資機関は、交付規程の定めるところにより、（ｂ）のⅲにより利子助成金の交付の決定の通知を受けた交付対象者の利払期に応じて、事業実施主体に対し利子助成金の交付を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

（ｄ）利子助成金の交付の停止及び返還

ⅰ　事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ、その改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させることができるものとする。

（ⅰ）利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。

（ⅱ）融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき。

（ⅲ）交付対象者が、融資機関に対し、利息の支払の期限到来後１年を経過してもなお利息の支払をしなかったとき。

（ⅳ）イの（イ）のａ若しくはｂ又はエの事業を中止したとき。

（ⅴ）その他水産庁長官の承認を受けて事業実施主体が別に定める事由が生じたとき。

ⅱ　事業実施主体は、ⅰにより利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させる場合であって、当該交付対象者が、（ウ）のｂの（ａ）の事業の保証に係る被保証人であるときは、当該保証を実施する漁業信用基金協会に対し、ⅰによる対応について通知するものとする。

ⅲ　ⅰの利子助成金の返還は、事業実施主体が交付対象者にした利子助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

ⅳ　事業実施主体が利子助成対象者に対しⅰの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき利子助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ｄ　事業の申請期間

利子助成の申請期間は、平成28年１月20日以降とする。

ｅ　報告

事業実施主体は、四半期ごとに、別記様式第８－１号により、ｃの（ｂ）のⅲの交付決定について当該四半期の実績及びその事業年度における累計の実績を、各四半期の翌月末までに、水産庁長官に報告するものとする。

ｆ　事業の委託

（ａ）事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）による事業の一部の委託に関する契約において、事業委託費を利子助成金及びその交付に必要な事務に要する経費以外の用途に使用してはならない旨の条件を付さなければならない。

（ｃ）事業実施主体は、（ａ）の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとす

る。
（イ）実質無担保・無保証人化措置
ａ　事業実施主体による助成
事業実施主体は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者について漁業信用基金協会（以下（イ）及び（ウ）において「基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係るものに関して、当該保証の引受実績に応じ、代位弁済後に見込まれる求償権の回収金の減少見合について基金協会に対し助成金を交付するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について、独立行政法人農林漁業信用基金（以下（イ）及び（ウ）において「信用基金」という。）に対し交付金を交付するものとする。
ｂ　事業の内容
この事業の対象となる基金協会が引き受ける保証は、以下の全ての要件を満たすものとする。
（ａ）保証対象者
次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。
ⅰ　（ア）のｂの（ａ）の交付対象者（エの事業の実施者に限る。）であること。
ⅱ　中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下（イ）及び（ウ）において「法」という。）第２条第１項に規定する中小漁業者等に該当する者であること。
ⅲ　漁業の事業資金に係る収入及び支出並びに資産及び負債を他の資金に係るものと区分して管理できる者であること。
（ｂ）保証対象資金
次に掲げる全ての要件を満たす資金について行われるものであること。
ⅰ　（ア）のｂの（ｂ）のⅱに規定する資金であること。
ⅱ　信用基金の保険に付された資金であること。
（ｃ）担保及び保証人の徴求
担保及び保証人の徴求について、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
ⅰ　漁業の用に供する資産以外の新たな担保の徴求を行わないこと。
ⅱ　新たな保証人の徴求を行わないこと（ただし、法人の代表者及びこれに準ずる者の連帯保証を必要に応じて徴求する場合を除く。）。
（ｄ）求償権の回収
求償権の回収について、次に掲げるものからの回収に限定されたものであること。ただし、保証対象者が、当該保証の引受後に、ⅰに掲げる資産又はⅱに掲げる収入を利用してⅰに掲げる資産以外の資産を取得した場合は、当該保証対象者が居住する住居等生活の継続に必要な最小限の資産を除き、当該取得した資産を求償権回収の対象とすることができるものとする。
ⅰ　漁業の用に供する資産
ⅱ　漁業の事業収入
（ｅ）保証の限度額
当該保証の限度額が、２千万円又は基金協会が業務方法書において定める保証最高限度額の範囲内において新たに保証することのできる額のいずれか低い額であること。
（ｆ）保証引受期間
基金協会が当該保証を引き受ける期間の初日が、平成28年１月20日以降の日であること。
（ｇ）利用者出資
当該保証を引き受けるための新たな利用者出資を必要とするものではないこと。
ｃ　助成対象経費
基金協会が事業実施主体から受けた助成金は、次に掲げる経費に使用するものとする。
（ａ）事業直接費（納付準備金繰入を除く。）
（ｂ）事業管理費
ⅰ　役員報酬
ⅱ　給与手当
ⅲ　法定福利費
ⅳ　賞与引当金繰入
ⅴ　退職給付引当金繰入
ⅵ　旅費交通費
ⅶ　事務費

ⅷ　施設費
ⅸ　減価償却費
d　助成の実施
（ａ）事業実施主体は、基金協会に対し、毎年度、次に定めるところにより算出した額の助成金を交付するものとする。
なお､｢基金協会が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保証額(基金協会負担分)」については、基金協会が毎年４月１日から翌年３月31日までの期間に引き受けたｂに定める要件を満たす保証（以下（イ）において「実質無担保・無保証人化措置による保証」という。）の引受累計額から、信用基金が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保険金額（実質無担保・無保証人化措置による保証の額に法第69条第６項の一定の率を乗じて得た金額をいう。以下（ｂ）において同じ。）を除いた額を用いるものとする。

基金協会が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保証額（基金協会負担分）　×　事故率（１．８％）　×　１／２

平成29年３月31日までの期間に引き受けた保証にあっては、事故率は２．０％とする。
平成30年３月31日までの期間に引き受けた保証にあっては、事故率は１．９％とする。
（ｂ）事業実施主体は、信用基金に対し、毎年度、次に定めるところにより算出した額の交付金を交付するものとする。

信用基金が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保険金額　×　事故率（１．８％）　×　１／２

平成29年３月31日までの期間に引き受けた保証にあっては、事故率は２．０％とする。
平成30年３月31日までの期間に引き受けた保証にあっては、事故率は１．９％とする。
e　報告
（ａ）基金協会は、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証の引受けを開始したときは、当該保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第８－２号により、各四半期末の翌月末までに、事業実施主体に報告するものとする。
ただし、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証の引受けを開始していない場合であっても、第４四半期末において過年度に実施した実質無担保・無保証人化措置による保証に係る保証残高を有しているときは、当該第４四半期末における引受状況等について報告するものとする。
（ｂ）信用基金は、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証について保険の引受けを開始したときは、当該保険の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第８－３号により、各四半期末の翌々月末までに、事業実施主体に報告するものとする。
ただし、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証について保険の引受けを開始していない場合であっても、第４四半期末において過年度に実施した実質無担保・無保証人化措置による保証に係る保険引受残高を有しているときは、当該第４四半期末における引受状況等について報告するものとする。
（ｃ）事業実施主体は、（ａ）又は（ｂ）の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に報告するものとする。
f　事業の委託
（ａ）事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。
g　その他
基金協会が実質無担保・無保証人化措置による保証を行った場合及び当該保証について信用基金から保険金支払による損失の補填を受ける場合における基金協会から信用基金への通知等の手続については、信用基金が別に定めるものとする。
（ウ）保証料助成措置

a　事業実施主体による助成
事業実施主体は、担い手事業又は構造改革事業により漁船の建造、取得又は改修を行う者が当該事業のために借り入れる資金について基金協会が保証を引き受けるに当たり、当該者から一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を基金協会に定額で助成するものとする。
b　事業の内容
（ａ）保証料助成事業
保証料助成事業は、基金協会が次に掲げる全ての要件に該当する保証を引き受けるに当たり、一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を、事業実施主体が基金協会に対して助成することを内容とする。
ⅰ　助成対象者
次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。
（ⅰ）（ア）のｂの（ａ）の交付対象者（イの（イ）のａ又はｂの事業の実施者に限る。）であること。
（ⅱ）法第２条第１項に規定する中小漁業者等に該当する者であること。
ⅱ　助成対象資金
次に掲げる全ての要件を満たす資金について行われるものであること。
（ⅰ）（ア）のｂの（ｂ）のⅰに規定する資金であること。
（ⅱ）信用基金の保険に付された資金であること。
ⅲ　保証の限度額
当該保証の限度額が、建造、取得又は改修を行う漁船１隻当たり２億５千万円又は基金協会が業務方法書において定める保証最高限度額の範囲内において新たに保証することのできる額のいずれか低い額であること。
ⅳ　保証引受期間
基金協会が当該保証を引き受ける期間の初日が、平成28年１月20日以降の日であること。
（ｂ）保証引受プログラム改修経費助成事業
保証引受プログラム改修経費助成事業は、基金協会が保証料助成事業に係る保証引受実績等の集計に必要なプログラムの改修に要した費用を、事業実施主体が基金協会に対して助成することを内容とする。
c　助成の実施
事業実施主体は、基金協会に対し、ｂの事業の実施に必要な経費について、（ａ）及び（ｂ）に定めるところにより助成するものとする。
（ａ）保証料助成事業
ⅰ　保証料助成の額
事業実施主体は、基金協会に対し、基金協会が引き受けたｂの（ａ）に定める要件を満たす保証（以下ｄ及びｅにおいて「保証料助成事業による保証」という。）の保証残高につき保証料率を乗じて得た額を１年分として計算する額（その年の途中にⅱの保証料助成期間が終了する保証については、当該終了の日までの期間を基礎として計算した額に限る。）を助成するものとする。
ⅱ　保証料助成期間
この事業の助成の対象となる期間は、保証引受日から保証終期までの間又は当該保証引受日から５年間のいずれか短い期間とする。
（ｂ）保証引受プログラム改修経費助成事業
基金協会が保証料助成事業に係る保証引受実績の集計等に必要なプログラムの改修に要した費用について、事業実施主体が水産庁長官の承認を受けてあらかじめ定める金額の範囲内において助成する。
d　保証料助成金の返還等
（ａ）基金協会は、保証料助成事業による保証について、その業務方法書の規定に基づき保証料の払戻しを行うこととなった場合において、払戻保証料のうちｃの（ａ）のⅱの保証料助成期間分に相当する額（以下ｄにおいて「助成返還額」という。）が生じた場合には、年度ごとに別記様式第８－４号により事業実施主体に報告するとともに、既に交付を受けた助成金について助成返還額を返還するものとする。
ただし、ｃの（ａ）による助成が行われる場合には、事業実施主体が当該助成の額から助成返還額を控除することにより返還に代えることができるものとする。

（ｂ）（ア）のｃの（ｄ）のⅱによる通知を受けた基金協会は、（ア）のｃの（ｄ）のⅰによる対応を踏まえ保証料助成金の返還が必要であると認められるときは、別記様式第８－４号により事業実施主体に報告するとともに保証料助成金を返還するものとする。

（ｃ）基金協会は、（ｂ）により保証料助成金を返還するときは、返還する保証料助成金相当額を被保証人に徴求するものとする。

ｅ　報告

（ａ）基金協会は、保証料助成事業による保証の引受けの開始時から、保証残高が零となった四半期末までの間、保証料助成事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第８－５号により、各四半期末の翌月末までに、事業実施主体に報告するものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）又はｄの（ａ）若しくは（ｂ）の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

ｆ　プログラムの管理運営等

保証引受プログラム改修経費助成事業により改修したプログラムについて、基金協会は事業の目的に従ってその管理運営等を行うものとする。

ｇ　事業の委託

（ａ）事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

（4）基金の管理等

ア　事業実施主体は、基金を次により管理・運用するものとする。

（ア）銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第１項第３号及び第４号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会等への預貯金又は郵便貯金

（イ）信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

（ウ）国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

イ　事業実施主体は、水産業競争力強化基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

（ア）広域浜プラン緊急対策事業勘定

（イ）水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業勘定

（ウ）水産業競争力強化緊急施設整備事業勘定

（エ）競争力強化型機器等導入緊急対策事業勘定

（オ）水産業競争力強化金融支援事業勘定

（カ）一般管理費勘定

ウ　事業実施主体は、イの（ア）から（オ）までの管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、同勘定の中から支弁することができるものとする。

エ　水産業競争力強化基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第９号により毎年度水産庁長官の承認を得て、当該事業の管理運営費に充てることができるものとする。

オ　事業実施主体は、基金造成後にイに定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官と協議するものとする。

カ　事業実施主体は、基金の管理については、アからオまでによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

（5）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。

（6）助成完了の報告、水産業競争力強化基金の清算及び返還

ア　事業実施主体は、実施要領第５の２の規定に基づき、水産業競争力強化基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第10号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ　事業実施主体は、この通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに水産業競争力強化基金の清算を行い、別記様式第11号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、水産業競争力強化基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残高を国庫に返還するものとする。

また、交付要綱第27に規定する場合のほか、事業の全てが完了する前であっても、使用する見

込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、水産業競争力強化基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

（９－１　水産業競争力強化緊急事業）

別記様式第１－１号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域水産業再生委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ア）のａの（ｄ）のｉの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第１－１号別添

平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業実施計画書

１　広域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	

２　地域の現状

３　関連するこれまでの地域の取組等

4　競争力強化の方針

（１）機能再編・地域活性化に関する基本方針

（２）中核的担い手の確保・育成に関する基本方針

5　関連施策

活用を予定している関連施策名と想定される内容

事　業　名	想定される事業内容

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「想定される事業内容」のみ記載する。

※本欄の記載により関連施策の実施を確約するものではない。

6　平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援

（１）収入の部（単位：円）

区　　　分	金　　　　　額
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他	
合　　　計	

（２）支出の部（単位：円）

区　　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　　計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の９－１の別紙１に掲げる「費目」に分けて記載すること。

別記様式第１－２号

番　　　号

年　月　日

水産庁長官　殿

広域水産業再生委員会名

所在地

代表者名　　印

平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ア）のａの（ｈ）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第１－２号別添

平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業完了報告書

1　広域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	

2　浜の活力再生広域プラン策定支援活動実績

（1）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（2）プラン通知第●の●の提出の有無　　有　・　無　　都道府県知事への提出年月日　平成●●年●●月●●日

（3）プラン通知第●の●の承認の有無　　有　・　無　　水産庁長官の承認年月日　平成●●年●●月●●日

3　活動の総括及び今後の活動方針

別記様式第２－１号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ア）のｂの（ｄ）のｉの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第２－１号別添

平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業実施計画書

１　広域漁船漁業構造改革委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる漁業の種類及び地域の範囲	

２　漁業・地域の現状

3　関連するこれまでの取組等

4　競争力強化の方針

5　関連施策

活用を予定している関連施策名と想定される内容

事　業　名	想定される事業内容

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「想定される事業内容」のみ記載する。

※本欄の記載により関連施策の実施を確約するものではない。

6　平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援

（1）収入の部（単位：円）

区　　分	金　　額
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他	
合　　計	

（2）支出の部（単位：円）

区　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の９－１の別紙１に掲げる「費目」に分けて記載すること。

別記様式第２－２号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ア）のｂの（ｈ）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第２－２号別添

平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業完了報告書

1　広域漁船漁業構造改革委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる漁業の種類及び地域の範囲	

2　漁船漁業構造改革広域プラン策定支援活動実績
（１）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（２）プラン通知第●の●の提出の有無　　有　・　無　　水産庁長官への提出年月日　平成●●年●●月●●日

（３）プラン通知第●の●の承認の有無　　有　・　無　　水産庁長官の承認年月日　平成●●年●●月●●日

３　活動の総括及び今後の活動方針

別記様式第３号

競争力強化型操業推進委員会設置承認申請書

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　　　所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名　　　　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（イ）のａの（ｃ）のⅱに規定する競争力強化型操業推進員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、ａの（ｃ）のⅱの規程に基づき承認を申請する。

別記様式第４－１号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域水産業再生委員会名又は
広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度広域浜プラン実証調査事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（イ）のｃの（ｄ）のｉの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第４－１号別添

平成●●年度広域浜プラン実証調査事業実施計画書

1　広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	

2　策定した広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン）の方針

3　本事業の目的

4　本事業の実施内容

5　本事業にかかる構成員（各漁村地域）の役割分担

6　本事業で期待する成果

7　平成●●年度広域プラン実証調査

※単年度の場合

（1）収入の部（単位：円）

区　　分	金　　　額
事業実施主体（基金） 都道府県	

市町村 その他	
合　　　計	

（２）支出の部（単位：円）

区　　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　　計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の９－１の別紙１に掲げる「費目」に分けて記載すること。

※複数年度の場合（３ヵ年を上限）

（１）収入の部（単位：円）

区　　　分	●●年度	●●年度	●●年度
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他			
合　　　計			

（２）支出の部（単位：円）

●●年度

区　　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　　計				

●●年度

区　　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　　計				

●●年度

区　　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　　計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の９－１の別紙１に掲げる「費目」に分けて記載すること。

別記様式第４－２号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域水産業再生委員会名又は
広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度広域浜プラン実証調査事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（イ）のｃの（ｈ）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第４－２号別添

平成●●年度広域浜プラン実証調査事業完了報告書

1　広域水産業再生委員会名又は広域漁船漁業構造改革委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	

２　広域浜プラン実証調査活動実績
※単年度の場合
（１）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考

合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（２）　活動により得られた成果

年　月　日	活　動　内　容	得られた成果

※複数年度の場合

●●年度

（１）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（２）　活動により得られた成果

年　月　日	活　動　内　容	得られた成果

●●年度

（１）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（２）　活動により得られた成果

年　月　日	活　動　内　容	得られた成果

●●年度

（１）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（2）　活動により得られた成果

年　月　日	活　動　内　容	得られた成果

3　活動の総括及び今後の活動方針

別記様式第４－３号

年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　印

平成●●年度クロマグロ混獲回避活動支援事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ウ）のｄの（ａ）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）添付書類として、様式第４－３号別添を添付すること。

別記様式第４－３号別添

平成●●年度クロマグロ混獲回避活動支援事業実施計画書

○○広域水産業再生委員会
○○定置網漁業者グループ

1　広域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制が分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	

2　策定した浜の活力再生広域プランの方針

3　本事業の目的

4　本事業に参加する漁業者グループ

漁業者グループ名	
代表者名	

5　本事業に参加する定置網、取組期間及び取組内容

定置網名	代表者名	取組期間	取組内容	記録方法

6　平成●●年度クロマグロ混獲回避活動支援

（1）収入の部（単位：円）

区　　分	金　　額
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他	
合　　計	

（2）支出の部（単位：円）

事　業　費	負　担　区　分		積　算　内　容
	国庫補助金	そ　の　他	
合　　計			

別記様式第４－４号

年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　印

平成●●年度クロマグロ混獲回避活動支援事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ウ）のｇの規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）添付書類として、様式第４－４号別添を添付すること。

別記様式第４－４号別添

平成●●年度クロマグロ混獲回避活動支援事業完了報告書

○○広域水産業再生委員会
○○定置網漁業者グループ

１　本事業に参加する漁業者グループ

漁業者グループ名	
代表者名	

２　本事業に参加する定置網、取組期間及び取組実績

定置網名	代表者名	取組期間	取組内容

３　クロマグロの混獲回避の実績

定置網名	事　業　費	積　算　内　訳
合　　計		

別記様式第５－１号

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業提案書

年　月　日

殿

住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　印

１．取組の目標

○漁業所得１０％向上の例

	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	○年目
漁労所得	○○万円						
向上割合（対基準年）	－	％					代
漁労収入	○○万円						船
漁労支出	○○万円						建
雇用労賃	○○万円						造
漁船・漁具費	○○万円						
油費	○○万円						
その他	○○万円						
減価償却費（リース料等）	○○万円						
代船取得利益留保積上額	○○万円						万円

○償却前利益１０％向上の例

	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	○年目
償却前経常利益	○○万円						
向上割合（対基準年）	－	％					代
漁労収入	○○万円						船
漁労支出	○○万円						建
雇用労賃	○○万円						造
漁船・漁具費	○○万円						
油　費	○○万円						
その他の漁労支出	○○万円						
減価償却費	○○万円						
漁労利益	○○万円						
経常利益	○○万円						
代船取得利益留保積上額	○○万円						万円

注：取組の目標について具体的に記載すること。

２．取組の内容

（例）・取組に必要な安全性、生産費、省エネ性能、低価格等を兼ね備えた中古漁船又は新造漁船
・省燃油・省力化等によるコスト削減
・漁獲物の高鮮度化等を通じた付加価値向上
・流通業者・加工業者等他業種業者との連携や IT の活用等を通じた販売力強化
・資源の保存管理や漁場の利用関係に関する調整に十分配慮した操業　等

注：目標を達成するための取組の内容を具体的に記載すること。

３．取組に必要な漁船の概要

総トン数、主機関の出力、設備、漁業種類等、新船・中古船の別、取得見込み金額等を記載

注:添付資料：当該広域浜プラン、その他参考となる資料

別記様式第５－２号

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書

年　月　日

都道府県または
事業実施主体　殿

住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　印
電話番号

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のイの（コ）のｂの規定に基づき、下記の通り、（変更）承認申請をする。

記

１．計画の概要

（１）借受者、貸付対象漁船の概要等

リース事業者	借受者概要	貸付対象漁船の概要					漁船の調達先	備　考
		漁業種類	主要目	新船・中古船の別	取得価格（円）	助成金の額（円）		
	氏名、年齢、住所、主に従事している漁業種類等を記載		総トン数、船質（ＦＲＰ、アルミ、鋼、木）、主要寸法、推進機関（kW)等を記載	新　船	合計金額のほか、内訳(船体、機関、漁労設備、航海機器、その他）を記載		漁船の調達先名、造船所名及び所在地等を記載	
				中古船	合計金額のほか、内訳（中古船取得費、改修費、その他）を記載		現在の所有者（借受者との関係）主な改修業者名、所在地等を記載	

（２）貸付計画の概要

貸付期間（年）	貸付料（円）	リース終了時の貸付対象漁船の取扱い	備　考
	貸付料総額、貸付料(円/月)等を記載		

（３）漁船取得における融資等の利用状況

融資利用者	融資機関名及び資金名	融資金額（円）	償還期間（年）	備　　考
				利用する利子補給事業等があれば記載

注：貸付契約書（案）、取得価格等適正審査委員会の結果、事業提案書（様式第５－１号）、当該広域浜プラン、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第５－３号

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書

水産庁長官　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　印

平成○○年○月○日付け○○に基づき（変更）承認申請のあった実施計画書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のイの（コ）のｃの規定に基づき、下記のとおり、（変更）承認申請をする。

記

１．浜の担い手漁船リース緊急事業

計画番号	都道府県	リース事業者	借受者概要	貸付対象漁船の概要				漁船の調達先	貸付期間（年）	貸付料（円）	漁船取得における利用する融資の概要	備考
				漁業種類	主要目（新船・中古船の別も含む）	取得価格（円）	助成金の額（円）					
											融資機関、資金名、融資金額、償還期間等	

２．漁船漁業構造改革緊急事業

計画番号	業種	リース事業者	借受者概要	貸付対象漁船の概要				漁船の調達先	貸付期間（年）	貸付料（円）	漁船取得における利用する融資の概要	備考
				漁業種類	主要目（新船・中古船の別も含む）	取得価格（円）	助成金の額（円）					
											融資機関、資金名、融資金額、償還期間等	

注１：添付書類：各計画の事業提案書（様式第５－１号）、実施計画書（様式第５－２号）、取得価格等適正審査委員会の結果、その他参考となる資料

注２：浜の担い手漁船リース緊急事業にあっては都道府県別に整理し、漁船漁業構造改革緊急事業にあっては業種別に整理すること。

注３：計画番号は事業別に割り振ること。

別記様式第６－１号

水産庁長官　殿

所在地

都道府県名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の申請（変更申請）について

平成　　年度水産業競争力強化施設整備緊急対策事業施設整備計画を別添のとおり策定したので、水産関係民間団体

事業実施の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ａ）のｉの（ｉ）に基づき、承認を申請する。

記

計画番号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　　　　　　名　称

（注１）計画番号は、都道府県毎に通し番号等、一意の値を設定すること。
（注２）別添として、以下の書類を添付すること。

（別添）

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画

所在地：
都道府県名：
事業実施者所在地・名称：

１．事業実施の基本方針

２．競争力強化のための事業実施の必要性

３．事業内容

（ア）事業執行計画　（単位:千円）

経費区分	計画事業費							
	総額		助成期間① （始期：年月日～ 終期：年月日）		助成期間② （始期：年月日～ 終期：年月日）		助成期間③ （始期：年月日～ 終期：年月日）	
	事業費	助成額	事業費	助成額	事業費	助成額	事業費	助成額
（ａ） 実施設計費								
（ｂ）－１ 本体施設工事費 （付帯事務費除く）								
（ｂ）－２ 市町村 附帯事務費								
（ｂ）－３								

都道府県 附帯事務費								
（ｂ） 小計								
（ｃ） 工事雑費								
（ｄ） 施設撤去費								
合計								

（注）助成期間の欄は、必要に応じ適宜追加・削除すること。

（イ）施設整備内容

施設名称	施工場所又は設置場所	事業メニュー	事業内容	成果目標		
				具体的内容	目標	
					現状値（平成〇年度）	目標値（平成〇年度）
			（記載すべき事項） ・施工内容： ・施設の規模構造： ・施設の能力（日産・月産他） ・施設撤去費の具体的根拠等	（記載すべき事項） １．目標の内容 〇〇〇〇 ２　成果の考え方 〇〇〇〇 ３　ｂ／ｃの算出結果 〇〇〇〇 ４　施設撤去費の考え方		

（注）１．施設が複数存在する場合は、施設名称、施工場所又は設置場所、事業メニュー、事業内容は施設ごとに記載すること。
２．目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ｂ／ｃを記載すること。

（ウ）取組の目標（ＫＰＩ）

取組の目標（ＫＰＩ）	基準年	平成　　年度：　　　　漁業所得　　　　　　千円			
	目標年	平成　　年度：　　　　漁業所得　　　　　　千円			
	増加額	千円	増加率		％

（注）１．施設整備事業計画に関連する浜の活力再生広域浜プラン又は浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、施設完成後５年以内に受益対象漁業者の漁業所得を 10 ％以上向上させる取組の目標（ＫＰＩ）を記載すること。
２．その他、施設整備内容が分かる以下の資料を添えて提出すること。
①事業計画要約調書
②費用・便益分析計算書
③便益算定の根拠資料（費用便益計算書の各項目を説明した資料）
④施設位置図及び施設概要に係る資料
⑤施設整備前後の対比資料
⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
⑦施設の管理規定
⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
⑨施設管理台帳
⑩施設整備工程表

別記様式第６－２号

番　　　　号
年　　月　　日

都道府県知事名

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の承認（変更承認）について

平成○○年○月○日付け○○号で申請のあった件については、審査の結果、承認したので、通知する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　　　　　　名称

承認の条件：

別記様式第６－２－１号

番　　　　号
年　　月　　日

事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の承認（変更承認）について

○○県より申請のあった水産業競争力施設整備緊急支援事業計画について、承認（変更承認）を行ったので通知する。

※　承認通知の写しを添付する。

別記様式第６－３号

番　　　　号
年　　月　　日

都道府県知事名
事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の取消について

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●号により承認を行った下記の水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ａ）のⅳの（ⅱ）により、事業計画の全部（一部）を取り消すこととしたので、通知する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　　　　　　名称

※一部取消しの場合にあっては、取消し内容を記した資料を添付する。

別記様式第６－４－１号

番　　　　号
年　　月　　日

水産庁長官殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分要望額について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のⅰ（又はⅵ）に基づき、配分希望額を報告する。

記

計 画 番 号：

計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　　　　　　名称

配分期間及び配分希望額：

①計画事業費	②既支払済総額	③通知済配分上限額	④配分希望額	⑤配分期間	備考
千円	千円	千円	千円	始期： 終期：	

別記様式第６－４－２号

番　　　　号
年　　月　　日

都道府県知事名
事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分上限額について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の（３）の９－１のウの（イ）のｆの（ｅ）のⅱに基づき、申請のあった配分期間における配分上限額を通知する。

記

計画番号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　　　　　　名称

配分期間：　始期
　　　　　　終期

配分上限額：　　　　　　千円

別記様式第６－４－３号

番　　　　号
年　　月　　日

事業実施主体
水産庁長官殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付申請について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の （３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のⅲに基づき、助成金○○円の交付を申請する。

記

第１　事業の目的
第２　事業の配分期間・配分上限額

計 画 番 号 :
計　画　名 :
事業実施者 :　所在地
名称

配 分 期 間 :　始期
終期

配分上限額 :　　　　　　　千円

第３　経費の配分及び負担区分

区分	事業費（Ｅ）（A+B+C+D）	助成事業に要する経費（Ａ＋Ｂ）	国庫助成率（Ａ）／（Ｂ）	負担区分				備考
				国庫交付金（Ａ）	都道府県費（Ｂ）	市町村費（Ｃ）	その他（Ｄ）	
（ａ）実施設計費	円	円		円	円	円	円	
（ｂ）－１本体施設工事費（付帯事務費除く）								
（ｂ）－２市町村附帯事務費								
（ｂ）－３都道府県附帯事務費								

（b） 小計								
（c） 工事雑費								
（d） 施設撤去費								
合計								

（注）　備考欄には事業ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

第４　事業の完了予定年月日　平成　　年　　月　　日

第５　都道府県の補助金等の交付に関する規定又は要綱

別記様式第６－４－４号

番　　　　号
年　　月　　日

事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付決定の同意について

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●号による交付申請について、審査の結果妥当であると判断されたことから、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のⅳに基づき、交付決定について同意する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　　　　　　名称

配 分 期 間：　始期
　　　　　　　終期

交付決定額：　　　　　　円

別記様式第６－４－５号

番　　　　号
年　　月　　日

水　産　庁　長　官　殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分上限額の変更申請について

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●号で通知を受けた配分上限額について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｇ）のⅶに基づき、配分上限額の変更を申請する。

記

計画番号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　　　　　　名称

申請する変更の内容：

	現行	変更申請内容
配分期間		
配分上限額		

変更を要する事由：

（注）１　必要に応じ、変更の事由を説明する資料を添付すること。
２　水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｇ）のⅻによる配分期間の変更を行う場合は、適宜配分上限額を配分期間と読み替えるものとする。
３　申請する変更の内容の項で、変更を要さない箇所は、変更ない旨を記載のこと。

別記様式第６－４－６号

番　　　　号
年　　月　　日

都道府県知事名
事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分上限額の変更について

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●号で通知した配分上限額について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のixに基づき、次のとおり変更したので通知する。

記

計 画 番 号 :
計　画　名 :
事業実施者 :　所在地
　　　　　　　名称

変更の内容 :

	変更前	変更後
配分期間		
配分上限額		

別記様式第６－４－７号

番　　　号
年　月　日

事業実施主体
水産庁長官殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付決定の変更申請について

平成○○年○月○○日付け○○第○○○号をもって交付決定通知のあった水産業競争力強化施設整備緊急対策事業について、下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁　長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のxiに基づき申請する。

記

（注）　１　記の記載要領は、別記様式第６－４－３号の記の様式に準ずるものとする。
　この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付決定により通知された事業の内容事業の配分期間・配分上限額並びに経費の配分及び負担区分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

３　助成金の額が増額する場合は、件名の「水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付決定の変更申請について」を「水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付決定の変更及び増額申請について」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のxiに基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のxiに基づき申請する。併せて、○○円を追加交付されたく申請する。」とすること。

別記様式第６－５－１号

番　　　　号
年　　月　　日

水　産　庁　長　官　殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分期間別実施状況報告書について

水産関係民間団体事業実施要 の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｆ）に基づき、配分期間別実施状況を報告する。

記

１．計 画 番 号：
２．計　画　名：
３．事業実施者：　所在地
　　　　　　　　　名称

４．配分期間別実施状況：

配分期間区分	配分期間	計画事業費	配分上限額 (配分希望額) （A）	執行済額 （B）	不用額 (A)－(B)	今後 執行見込額	助成金 受領済額	備考
既報告済分	～		円	円	円		円	
今回報告分	～		円	円	円			
配分期間以降の予定額			円			円		

合計	／	円	円	円	円	円	円	

（注）１　既報告済分の配分期間が複数ある場合は、適宜行を追加し、配分期間ごとに記載すること。
　　　２　配分期間以降の予定額の配分上限額、今後執行見込額は、当該期間の配分希望額を記載すること。
　　　３　執行済額、不用額、今後執行見込額は、助成金に相当する額で記載すること。

５．今回報告分に係る経費の配分及び負担区分：

（ア）事業実績

施工箇所又は設置場所	メニューの内容	事業量	工期		経費区分	事業費（A＋B＋C＋D）	助成事業に要した経費（A＋B）	負担区分				助成率	備考
			着工年月日	しゅん工年月日				国庫交付金（A）	都道府県費（B）	市町村費（C）	その他（D）		
					（a）実施設計費	円	円	円	円	円	円		
					（b）－１ 本体施設工事費（付帯事務費除く）								
					（b）－２ 市町村附帯事務費								
					（b）－３ 都道府県附帯事務費								
					（b）小計								
					（c）工事雑費								
					（d）施設撤去費								
					合計							－	

（注）１　事業費の欄は、助成対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に助成金（国費）に対応する事業費を記載すること。
　　　２　備考欄には事業ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

（イ）市町村附帯事務費

区　　分	時　　期	実施場所	主目的・内容	備　　考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○ ○ ○				

（ウ）都道府県附帯事務費

区　　分		時　期	実施場所	主目的・内容	備　考
事業実施計画樹立	○ ○ 調 査 ○○資料作成 ○ ○ 協 議 会 ○　○　○				
事業実施の指導	指 導 監 督 中 間 検 査 しゅん工検査 ○　○　○				

６．執行済額に係る概算払可能額の通知：　請求する・請求しない
（注）いずれかに○をつけること。

別記様式第６－５－２号

番　　　　号
年　　月　　日

都道府県知事名
事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る概算払可能額について

平成○○年○月○○日付け○○第○○○号をもって提出のあった配分期間別実施状況報告書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｆ）のⅱに基づき次のとおり概算払可能額を通知する。

記

１．計 画 番 号　：
２．計　画　名　：
３．事業実施者　：　所在地
　　　　　　　　　　名称

４．概算払可能額：　　　　　　　　　　　円

別記様式第６－６－１号

番　　　　号
年　　月　　日

水産庁長官　殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業の事業完了報告書について

水産関係民間団体事業実施要の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｇ）のｉに基づく、事業完了報告書について、下記のとおり報告する。

記

１．計 画 番 号：
２．計　 画　 名：
３．事業実施者：　所在地
　　　　　　　　　名称

４．配分期間別実施状況：

配分期間区分	配分期間	計画事業費	配分上限額 (配分希望額) （A）	執行済額 （B）	不用額 (A)－(B)	今後 執行見込額	助成金 受領済額	備考
既報告済分	～	／	円	円	円	／	円	
今回報告分	～		円	円	円	／	／	
合計	／	円	円	円	円	／	円	

（注）１　既報告済分の配分期間が複数ある場合は、適宜行を追加し、配分期間ごとに記載すること。
　　　２　配分期間以降の予定額の配分上限額、今後執行見込額は、当該期間の配分希望額を記載すること。
　　　３　執行済額、不用額、今後執行見込額は、助成金に相当する額で記載すること。

５．今回報告分に係る経費の配分及び負担区分：
　（ア）事業実績

施工	メニ	事業	工　期		事業	助 し 成 た	負担区分 国	都	市	そ	助成	備考

箇所又は設置場所	ュ－の内容	量	着工年月日	しゅん工年月日	経費区分	費（A＋B＋C＋D）	事業に要 経費（A＋B）	庫交付金（A）	道府県費（B）	町村費（C）	の他（D）	率	
					（a） 実施設計費	円	円	円	円	円	円		
					（b）－1 本体施設工事費 （付帯事務費除く）								
					（b）－2 市町村 附帯事務費								
					（b）－3 都道府県 附帯事務費								
					（b） 小計								
					（c） 工事雑費								
					（d） 施設撤去費								
					合計							－	

（注）1　事業費の欄は、助成対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に助成金（国費）に対応する事業費を記載すること。

2　備考欄には事業ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

（イ）市町村附帯事務費

区　　分	時　　期	実施場所	主目的・内容	備　　考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○ ○ ○				

（ウ）都道府県附帯事務費

区　　分		時　期	実施場所	主目的・内容	備　考
事業実施計画樹立	○ ○ 調 査 ○○資料作成				

	○○協議会 ○　○　○				
事業実施の指導	指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○　○　○				

別記様式第６－６－２号

番　　　号
年　月　日

都道府県知事名
事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る精算払可能額について

平成○○年○月○○日付け○○第○○○号をもって提出のあった事業完了報告書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｇ）のⅱに基づき次のとおり精算払可能額を通知する。

記

１．計画番号　：
２．計　画　名　：
３．事業実施者　：　所在地
　　　　　　　　　　名称
４．精算払可能額：　　　　　　　　円

別記様式第６－７号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

都道府県知事

施設の増改築等報告書

実施実施者より届出のあった、水産業競争力強化緊急施設整備事業により設置した施設等の平成○年度における増改築等の状況を取りまとめたので、別紙のとおり報告する。

別紙（別記様式第６－７号関係）

区　分	実施主体	施 設 名	施設取得年度	増改築等の内容及び理由	費 用	備 考
増　築						
	小　　計	－	－	－		
改　築						
	小　　計	－	－	－		
移　転						
	小　　計	－	－	－		
模様替						
	小　　計	－	－	－		
合 計		－	－	－		

（注）（１）設計単位を一単位として記入すること。
　　（２）小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

別記様式第６－８号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿

○○○都道府県知事

平成●●年度 水産業競争力強化施設整備緊急対策事業事後評価報告書

今般、 水産業競争力強化施設整備緊急対策事業計画の実施期間が終了したので、水産関係民間団体事業実施要の運用について（平　成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｋ）のｉに基づき、事後評価報告書を報告する。

（注）別表の水産業強化対策事業事後評価報告書を添付すること。
なお、事後評価報告書作成に当たっては、別途定める「水産業競争力強化施設整備緊急対事事業に係る事後評価について平成　年　　月　　日付け　水港第号水産庁漁政部長、漁港漁場整備部長通知)」等に定める評価手法・対応措置に基づき、これを実施することとする。

別表（別記様式第６－８号関係）

水産業強化対策事業事後評価報告書

作成部署名

目的					
目標				整理番号	
事業実施者					
実施地区					
実施期間及び目標年度			実施期間	目標年度	
			○○年度～○○年度	○○年度	
助成金額					
事業計画の内容					
評価	取組の目標（ＫＰＩ）				
		基準年	（　　年度時点）　千円		
		現状値	（　　年度末時点）　千円	増加率	％
		目標値	（　　年度末）　千円	増加率	％
	成果目標				
		現状値	（　　年度末時点）		
		目標値	（　　年度末）		
	（１）現状値の説明		（統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現状値を出すに至った経緯、理由を記載）		
	（２）地域への経済効果（ハード事業のみ）		（計画策定時の予定と目標年度における現実の数字との比較、分析）		
	（３）所見		（特に、成果目標が達成されていない場合に、その理由及び分析を記載）		
	（４）評価機関の意見等		（評価機関等の評価を受けた場合に記入）		
今後の改善方向等に関する分析					

別記様式第７号

競争力強化型機器等評価委員会設置承認申請書

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　　　所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名　　　　　　　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のエの（ウ）に規定する競争力強化型機器等評価委員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、第３の９－１の（３）のエの（ウ）のｂの規程に基づき承認を申請する。

別記様式第８－１号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無利子化措置）交付決定実績報告書

年　月　日

水産庁長官　○○　○○　殿

住　　所
基金管理団体名
事業実施主体の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のオの（ア）のｅの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

①運用通知イの（イ）のａ及びｂの事業に係る利子助成交付決定実績

（単位：件、千円）

資　金　区　分	事　業　実　績				備　考
	○年第○四半期の交付決定実績		○年度交付決定実績		
	件　数	交付決定額	件　数	交付決定額	
漁業近代化資金のうち１号資金					
農林漁業施設資金（共同利用施設）					
計					

②運用通知エの事業に係る利子助成交付決定実績

（単位：件、千円）

資　金　区　分	事　業　実　績				備　考
	○年第○四半期の交付決定実績		○年度交付決定実績		
	件　数	交付決定額	件　数	交付決定額	
漁業近代化資金のうち１．３．４号資金					
計					

別記様式第８－２号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）保証引受状況報告書

年　月　日

●●●
○○長　○○　○○　殿

住　所
○○○漁業信用基金協会
理事長　○○　○○　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のオの（イ）のｅの（ａ）の規定に基づき、平成○年○月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

記

１　保証引受実績

（単位：件、円）

保証引受実績（累計）					
		うち今年度保証引受分			
				うち今四半期保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

２　保証残高

（単位：件、円）

保　証　残　高					
		うち今年度保証引受分			
				うち今四半期保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

３　代位弁済の状況

（単位：件、円）

代位弁済額（累計）	
	うち今年度代位弁済額

件　数	金　額	件　数	金　額

別記様式第８－３号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）保険引受状況報告書

年　月　日

●●●
○○長　○○　○○　殿

住　所
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長　○○　○○　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のオの（イ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、平成○年○月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

記

１　保険引受実績

（単位：件、円）

保険引受実績（累計）					
		うち今年度保険引受分			
				うち今四半期保険引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

２　保険引受残高

（単位：件、円）

保 険 引 受 残 高					
		うち今年度保険引受分			
				うち今四半期保険引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

３　保険金支払状況

（単位：件、円）

保険金支払額（累計）					
		うち今年度保険金支払額			
				うち今四半期保険金支払額	

件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

別記様式第８－４号

水産業競争力強化金融支援事業（保証料助成措置）助成金返還報告書

年　月　日

●●●
○○長　○○　○○　殿

住　所
○○○漁業信用基金協会
理事長　○○　○○　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ａ）(※１）の規定に基づき下記により金　　円の助成金の返還を報告する。

記（※２）

○　運用通知第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ａ）に係る助成金の返還

１　返還を行う保証に係る払戻保証料
　　○○○円
２　１のうち、運用通知第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ａ）に規定する助成返還額（返還額）
　　○○○円

（注１）運用通知第第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ｂ）の報告を行うときは、※１の下線部を「(ｂ)」とし、※２の記について以下の様式を使用することとする。

（注２）運用通知第第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ａ）の報告と（ｂ）の報告を同時に行うときは、※１の下線部を「(ａ）及び（ｂ)」とし、※２の記について以下の様式を追加し使用することとする。

○　運用通知第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ｂ）に係る助成金の返還

１　返還を行う保証について
（１）被保証人の氏名
　　○○　○○
（２）保証引受期間
　　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

（３）保証引受額
　　　○○○円
（４）保証残高（平成○年○月○日時点）
　　　○○○円
（５）既に交付を受けた助成金額
　　　○○○円

２　助成金の返還について
（１）運用通知第３の９－１の（３）のオの（ア）のｃの（ｄ）のｉの利子助成金の返還事由
（２）返還額
　　　○○○円

３　その他特記事項

別記様式第８－５号

水産業競争力強化金融支援事業（保証料助成措置）保証引受状況報告書

年　月　日

●●●
○○長　○○　○○　殿

住　所
○○○漁業信用基金協会
理事長　○○　○○　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｅの（ａ）の規定に基づき、平成○年○月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

記

１　保証引受実績

（単位：件、円）

保証引受実績（累計）					
		うち今年度保証引受分			
				うち今四半期保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

２　保証残高

（単位：件、円）

保　証　残　高					
		うち今年度保証引受分			
				うち今四半期保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

別記様式第９号

水産業競争力強化基金運用益使用承認申請書

番　　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

住　　　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　　氏　名　　　　印

平成　　年度において、水産業競争力強化基金に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の９－1の(4)のエの規定に基づき、管理運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運 用 益	備　　考
１．広域浜プラン緊急対策事業勘定	円	
２．水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業勘定		
３．水産業競争力強化緊急施設整備事業勘定		
４．競争力強化型機器等導入緊急対策事業勘定		
５．水産業競争力強化金融支援事業勘定		
６．一般管理費勘定		
合　　計	円	

※次の関係書類を添付すること。
１．管理運営費予算額積算内訳
２．運用益の算定根拠

別記様式第 10 号

水産業競争力強化基金助成完了報告書

番　　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

住　　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　　氏　名　　　　印

平成　　年　　月　　日をもって、水産業競争力強化基金の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第3の9－1の(6)のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

区　分		平成 27 年度	平成　年度	備　考
基金造成費補助金				
運用益				
前期繰越額				
収入合計				
基金助成額				
内訳	広域浜プラン緊急対策事業			
	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業			
	水産業競争力強化緊急施設整備事業			
	競争力強化型機器等導入緊急対策事業			
	水産業競争力強化金融支援事業			
	一般管理費			
支出合計				

当期収支差額			

別記様式第 11 号

水産業競争力強化基金事業清算報告書

番　　　号
年　月　日

農林水産大臣
　○○　○○　殿

住　　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　　氏　名　　　　　印

平成　　年　　月　　日をもって、水産業競争力強化基金の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第3の9－1の(6)のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区　　分	造成総額	運用益総額	運用益のうち事業運営費に充てた額	助成総額	残　　高（返還額）	備　　考
	円	円	円	円	円	